

【資料紹介】明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録

今江 秀史

資料の概要

本稿は、宮内公文書館蔵『工事録四 明治二十七年』（識別番号四三六〇九）所収「明治二十七年 桂宮二條本丸改築費明細甲 營繕掛」（以下、「明治二十七年改築費明細」とする）と、同『工事録二 明治二十八年』（識別番号四三六一二）^①所収「明治二十八年臨号明細書」（以下、「明治二十八年工事録」とする）のうち、主に二条離宮本丸庭園について記した箇所を抜粋し翻刻したものである。^②

「明治二十七年改築費明細」には、桂宮御殿の移築・改修から二条離宮本丸庭園の庭造に関する一式の記録が綴じられている。「明治二十八年工事録」には、二条離宮本丸庭園の庭作（改修）の記録が掲載されている。これらの資料は、それぞれ工事仕上申請書、明細・請求書、直積書・入札書、仕様書からなる行政文書である。

工事仕上申請書とは、宮内省で建築や庭園、土木を担当する部署・内匠寮の技手が作成した工事内容や決算高等の記録である。この文書の提出先は、京都御所などの管理に当たる主殿寮出張所長であった。記録の内容は、工事予算と精算額、起工・竣工日、工事の概要、工事・購入費の項目と各金額、業者名等である。同文書には、宮内省の担当者と業者による記名と併せて捺印がなされている。金額を記入した項目の確認印については省略した。また一部に朱書きが認められるが、内容に大きく関わるものではないため注記はしていない。

明細書・請求書は、工事仕上申請に氏名が挙げられた請負業者が、工事を終えるか納品をした後に、費用の請求のため作成した工事や物品の項目と精算額等の記録である。請負項目ごとに「臨第一六号〇」といった營繕番号が付されている。一部の請負項目には内匠寮による指示が注文書に付された。

直積書・入札書とは、高額な工事や植栽樹木などの物品購入に際して行わ

れた入札に伴う投票（応札）のための、いわゆる見積書を含む文書のことである。見積書は、三つから五つの業者より取得されていた。入札に当たっては、内匠寮の担当者が案件ごとに仕様書を作成し、応札者（投票者）から捺印を得た。投票金額が最も低かった業者は、「低札」として認められ、工事・納品を請け負った。工事・物品の内容と施工・各物品の取り扱いに関する注意点や補償等については、仕様書に記載された。

なお、直積書・入札書については内容が明細書と重複するため省略した。

【資料①】「明治二十七年改築費明細」

^①（表紙） 明治二十七年 度

桂宮二条本丸改築費明細

甲 營繕掛

立按明治 年 月 日 内匠寮技手本城清（印）
 決裁明治 年 月 日

京都桂宮改造工事仕上々申請書

決 裁 明治廿七年一月三十一日

概算高 金老万参百参拾八円六拾六銭

決算高 金老万参百参拾八円参拾式錢四厘

起 工 明治廿七年二月一日

竣 工 明治廿七年十二月卅一日

出来形 御書院百拾七坪取解本丸へ運搬致、地形柱毎二穴堀致、栗石ヲ入

突堅メ、金輪石同断根石掘付、建物朽腐木ノ分新木取替内、法貫
 惣体新木ニ取替、都テ洗木致組堅メ、小屋組及内法床下又断遣入

内法造作致、建具湛七建合セ、疊物体表替致、襖物体浪替、叩廁共留未大膳職三拾二坪五分取解、西ノヲ以テ搬形前同断ニ致、柱廻リ新規小屋組業ハ古木材ヲ以テ仕上建設致内、造作棧板浪押入付ハ同来同同負統キ詰所ニ拾七坪七分五厘取解間取替へ建設致内、法廻疊表替建具繕ヒ張替貼付古画相用出来所々取合、廊下便所共モ拾四坪四分式厘新木取交セ、石据前同断建方致内、造作建具新古共建合出来、長押塀高塀及板塀南柵惣延長百八拾四間五分新木古木取交建設出来、建物物体古瓦道具瓦新規足シ葺立壁廻リ内外共都テ白漆喰上塗仕上ノ事、道路御馬車道入口塀重門柱新木扉古相用馬車道三百五間巾二間半厚一尺、栗石眞土取交司也、敷堅ノ両縁水取芝付出来、庭園中拝芝据石六百拾四個樹木六百八拾七本植付芝付白砂豆砂利敷均出来、井戸老ケ所石積直シ三ヶ所屋形取設出来、大下石垣溝百間余巾一尺五寸有合石ヲ取テ積所々溜三拾五ヶ所瀑石厭蓋ハメ込、土管溝百三拾五間据付出来ノ事

職名/品目	金高	摘要	人名
手伝	五九〇〇〇	御改造ニ付取解材料置場并ニ大工小屋費	福井彦太郎
同	一四〇〇〇	御建物取解費	右同人
大工	一二五〇〇〇	御書院御改造費	今井平七
場所付	一九七四五〇	場所付雇給	桐山平太郎
同	一八二五〇〇		藤本氏次郎
同	一五八九七		荒木吉三郎
同	一四二七〇〇		右同人
同	一三七七五〇		佐治孝蔵
同	一九二〇〇	同断	五十嵐一輔
手伝	一九二〇〇	同断	福井彦太郎
大工	七五七五	御改造ニ付小仕事用人夫雇上費	藤村三吉
手伝	三一五〇	同断水盛用大工買上費	岡安喜三郎
瓦工	四五〇〇	湯小屋人夫費	山本藤七
大工	一五九九〇〇	御書院屋根瓦取卸シ及葺方費	篠田忠兵衛
大工	七六八三三〇	大膳職同詰所及取合廊下便所工事費	大西音五郎
礫	一九〇〇〇	地形用礫購入費	佐藤庫助
木材	一七六五〇〇	足シ木材購入費	

手伝	五五八〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
植木工	二二八七五	庭木根廻シ用植木職工費	井上清兵衛
手伝	二一〇〇	木材調用人夫雇上費	福井彦太郎
畳工	二二七五	御書院其他畳上方用畳職工費	大針房之助
鍛冶工	二二七五	樋取卸費	齊木忠兵衛
大工	七八八〇〇	御車寄ヨリ大膳職取合廊下奥取合工事費	篠田忠兵衛
量	一三九一三五	畳表購入費	市場庄介
経師工	二四五〇	張付取解ニ付経師工費	清水新助
大工	二四五〇	古木取調用大工雇上費	木村和兵衛
同	六一七五〇〇	取合廊下取合塀并ニ便所費	今井平七
手伝	二八五〇〇	井戸取解跡埋立費	洪谷松五郎
石	五六九五〇	廊下及長押塀用葛石購入費	森下安兵衛
屋根工	二二九六〇	土居葺及柿葺費	高橋善右衛門
大工	四四五〇	古木材取調用大工雇上費	木村和兵衛
木挽工	一〇八五〇	木挽職工雇上費	篠田忠兵衛
手伝	五六二五	木材調用人夫雇上費	福井彦太郎
同	五四〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
植木工	一一七〇〇	庭木根廻シ用植木職工費	井上清兵衛
竹	三〇四〇〇	壁下地竹同エツリ竹購入費	益井亦四郎
植木工	三三〇〇〇	庭作費	井上清兵衛
左官	一四二〇〇〇	壁土及屋根面度塗獅々口塗費	安藤治兵衛
瓦	九二五〇〇	屋根瓦及葺費	福田甚太夫
左官		六膳職及同詰所廊下壁塗費	安藤治兵衛
手伝	八九七〇〇	土塀取毀木石土運搬人夫費	福井彦太郎
蒔藁	一〇八〇〇	壁瓦葺土荒蒔藁購入費	右同人
大工	五八四〇〇〇	所々仕切長押塀及高塀工事費	北村永次郎
木材	九三三〇〇	長押塀足シ木材購入費	右同人
手伝	三三七五	人夫買上費	福井彦太郎
木挽	一四〇〇〇	木材挽立ニ付木挽工買上費	篠田忠兵衛
大工	九一〇〇	水盛小仕事用大工買上費	木村和兵衛
手伝	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
土工	三五九〇〇〇	本丸西橋ヨリ道路拵費	森川久次郎
大工	二一五八〇〇	塀重門取設費	小島佐兵衛
石工	二二七〇〇〇	下水溝拵費	山本定吉
同	一八四〇〇	井筒拵費	山本文次郎
金物	二七五〇〇	風窓網及押鉄購入費	齊木忠兵衛
植木工	一〇〇五〇	庭木根廻シ用植木職工雇上費	井上清兵衛

明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録（今江）

手伝	六〇〇〇	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
大工	一二二五〇	小仕事用及古木調用大工費	右同人
木挽	一二二五〇	木挽職雇上費	篠田忠兵衛
手伝	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
井戸工	七八一〇〇	在来井戸積替其他費	松本平兵衛
同	七二〇〇〇	御廁樋箱其他費	小林瀧之助
同	四三四〇〇	御書院建具廻り小繕費	北村永次郎
大工	一二二五〇	水盛小仕事及古木材調用大工費	木村和兵衛
經師工	一二八二〇〇	御襖及張付張換費	清水新助
建具工	一六二七四〇	足シ建具仕拵及建合費	竹中市兵衛
畳工	一三三九〇〇	御書院其他畳換費	安井弥助
金物	四九九〇〇	下水溜り蓋鉄物購入費	森太助
建具工	一四〇〇〇	古建具調用ニ付建具職工雇費	竹中市兵衛
木挽	七〇〇〇	木挽職雇上費	篠田忠兵衛
畳工	四二〇〇	古畳取調及畳敷用畳工費	大針房之助
同	六〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
手伝	一〇〇〇〇	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
石工	八〇〇〇	古石調用ニ小廻り石据付費	内田長左衛門
經師工	一六一〇	張付其他用經師職工雇上費	清水新助
鍛冶工	一〇三二五	屋根谷筋銅版張用鍛冶工費	齊木忠兵衛
手伝	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
手伝	七三七五	同断用手伝人夫雇上費	福井彦太郎
大工	七二八〇	水盛小仕事用大工雇上費	木村和兵衛
同	二五四〇〇	天守跡塗壁井戸屋形取毀費	右同人
手伝	一一〇〇〇	軒桶葺土及壁土運搬費	福井彦太郎
金物工	一一九六〇	軒桶架渡シ費	齊木忠兵衛
木材	二一九五〇〇	御書院及廊下其他用足木材費	篠田忠兵衛
植木工	八二〇〇〇	庭石及杓石運搬并ニ据付費	井上清兵衛
瓦工	四五五〇	瓦調用ニ付瓦職工雇上費	福田甚太夫
木挽	五七七五	木材挽立用木挽職工雇上費	篠田忠兵衛
大工	六一二五	水盛小仕事用大工雇上費	木村和兵衛
手伝	五一一五	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
植木工	八七〇〇	馬車道並木植換費	井上清兵衛
手伝	六〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
瓦工	一〇九九五〇	同断屋根瓦葺費	山本藤七
左官	一八四五〇〇	仕切長押塀及便所壁塗費	井上熊次郎
畳工	四一三〇	古畳取調用畳職工雇上費	大針房之助

同	九五〇〇	御書院其他建具水洗費	木村藤九郎
漆工	六九〇〇〇	御襖縁及上段樞其他漆掛費	平尾七郎右衛門
大工	二〇三八〇〇	井戸屋形及下須所板塀工事費	小島佐兵衛
同	一八八〇〇〇	女官便所及外廻り板塀工事費	篠田忠兵衛
手伝	九三五〇〇	御書院其他軒下砂利叩キ費	木村藤九郎
石工	四八〇〇〇	馬車道縁石及溝底敷石溜り繕費	内田長左衛門
土工	九六〇〇〇	御建物外部庭地々均費	森川久次郎
金物	九七七七五	高塀長押釘隠シ其他金物費	村井平兵衛
石工	一六一〇〇〇	庭園用其他白砂豆砂利栗石費	村岡豊吉郎
瓦工	三二四二一	井戸屋形屋根高塀其他瓦足シ及葺費	山本藤七
手伝	二四七五八	所々取片付及表門台用砂利費	福井彦太郎
木挽	一一五五〇	古木材挽立ニ付木挽工雇上費	篠田忠兵衛
大工	一二六〇〇	水盛小仕事用ニ付大工雇上費	篠田忠兵衛
手伝	一一二五〇	小仕事用ニ付人夫雇上費	福井彦太郎
同	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
大工	三四〇〇〇	塀重門脇小潜門古取付其他諸工事費	木村和兵衛
手伝	二四五〇〇	御車寄前雨落軒打其他小仕事費	福井彦太郎
同	三七〇〇〇	庭園芝切取及運搬共費	木村藤九郎
同	一八七五〇	雜石取片付其他小仕事人夫費	福井彦太郎
大工	一四四五〇	御曳立ノ内板庇取替費	北村永次郎
手伝	八七五〇	小仕事用人夫雇上費	福井彦太郎
土方	六二五〇	地所鋤取ニ付在本石堀出費	森川久次郎
大工	七〇〇〇	古木挽立ニ付木挽買上費	篠田忠兵衛
同	一四〇〇〇	水盛小仕事大工雇上費	同人
手伝	木〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	岡安喜三郎
石工	五二〇〇	石階其他小修繕石工買上費	内田長左衛門
場所付	十四九五〇	場所付雇給	荒木吉王郎
南	十三九九二〇	同上	藤本民次郎
同	一四九五〇	同上	桐山平太郎
大工	一四〇〇〇	水盛小仕事大工雇上費	篠田忠兵衛
手伝	八七五〇	同上及跡片付人夫雇上費	福井彦太郎
同	六二〇〇	湯小屋人夫雇上費	同人
土方	一〇五〇〇	北大手ヨリ西橋迄車道繕費	同人
手伝	一一二五〇	氷養生其他所々掃除費	同人
畳工	五二五〇	御壁所其他畳敷込畳工雇上費	大針房之助
大工	一五〇〇五〇	小仕事大工買上費	三上吉兵衛
手伝	五〇〇〇	湯小屋人夫雇上費	福井彦太郎

合計	一〇三三八三二四
仕上減	三三二六

原積金老万参百参拾八円六拾六銭
仕上金老万参百参拾八円三拾貳銭四厘

差引

金参拾参銭六厘 是ハ投票上減額ス

桂宮改造工事仕上々申書

(一式請負費)

高繕番号	年	月日	摘要	概算同高円	申付高円	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三二	決済額	七〇一四七六〇			
同ノ一	同	二、二	取解材料置場并大工小屋損料費		五九〇〇〇	福井彦太郎	十一月廿日
同ノ二	同	同、同	桂宮御建物取解費		一一四〇〇〇	同人	三月五日
同ノ三	同	同、同	御書院曳建一式費		一二五〇〇〇	今井平七	七月四日
同ノ二	同	同、八	同所屋根瓦取卸及葺方費		一五九九〇〇	山本藤七	六月十八日
同ノ三	同	同、一五	大膳職及御書院へ膳職ヨリ御書院へ取合廊下便所共曳建費		七六八三三〇	篠田忠兵衛	五月廿三日
同ノ二	同	三、二	御車寄ヨリ大膳職へ取合廊下同所ヨリ奥へ取合廊下共曳建費		七八八〇〇〇	同人	八月十六日
同ノ二五	同	同、一六	御車寄ヨリ御書院へ取合廊下同所ヨリ御座所へ取合廊下其他高塀等工事費		六一七五〇〇	今井平七	八月二十日
同ノ二六	同	同、一七	桂宮降井戸取解跡埋立共費		二八五〇〇	渋谷松五郎	五月廿三日
同ノ二八	同	同、二六	御書院屋根土居葺及廊下柿葺費		一三九六〇	高橋善右衛門	五月廿三日
同ノ三五	同	同、三一	庭作一式費		三三〇〇〇〇	井上清兵衛	十二月十日
同ノ三六	同	四、四	御書院壁及屋根面度其他塗費		一四二〇〇〇	安藤治兵衛	八月十九日
同ノ三七	同	四、六	大膳職其他屋根瓦葺方費		九二五〇〇	福田甚太夫	七月十六日
同ノ三八	同	同、一一	同所諸廊下共壁塗方費		三三五〇〇〇	安藤治兵衛	十月廿一日
同ノ三九	同	同、同	桂宮土塀取毀及木石運搬其他費		八九七〇〇	福井彦太郎	五月十一日

同ノ四一	同	同、一七	仕切長押塀及高塀共一式費		五八四〇〇〇	北村永次郎	九月廿一日
同ノ四七	同	五、七	二条離宮内道路拵費		三五九〇〇〇	森川久次郎	八月廿九日
同ノ四八	同	同、一四	唐門脇土塀切取及塀重門取設費		二二八五〇〇	小嶋佐兵衛	七月廿三日
同ノ四九	同	同、一九	下水溝其他拵費		二三七〇〇〇	山本定吉	八月三十日
同ノ五四	同	同、二三	長押塀及便所壁塗方費		一八四五〇〇	井上熊次郎	十月十九日
同ノ五五	同	同、二九	長押塀屋根及瓦葺方費		一〇九九五〇	山本藤七	十月九日
同ノ六二	同	六、六	庭石其他運搬及据付共費		八二〇〇〇	井上清兵衛	六月廿五日
同ノ六四	同	同、一八	御書院其他軒桶架渡費		一一九六〇	齊木忠兵衛	七月廿三日
同ノ四八	同	七、三	唐門脇土塀切取及塀重門取設費仕上減二付更正		二二八五〇〇		
同ノ同	同	同、同	唐門脇土塀切取及塀重門取設費		二二五八〇〇	小嶋佐兵衛	七月廿三日
同ノ七九	同	八、六	御書院其他置表換費		一三三九〇〇	安井弥助	九月十一日
同ノ八〇	同	同、九	同所其他建具建合及拵共費		一六二七四〇	竹中市兵衛	九月十七日
同ノ八一	同	同、一七	運搬費ヨリ流用		三七四六六九		
同ノ八一	同	同、同	物品購入費ヨリ流用		七四八七五		
同ノ八三	同	同、同	襖張付及張襖共費		一二八二〇〇	清水新助	十月十九日
同ノ八四	同	同、二二	御書院建具廻小繕費		四三四〇〇	北村永次郎	九月廿一日
同ノ八五	同	同、同	在来井戸積換及小井入共費		七二〇〇〇	小林瀧之助	十月廿日
同ノ九一	同	九、一	御書院其他共襖縁上櫃等塗費		六九〇〇〇	平尾七郎右衛門	十月十九日
同ノ九二	同	同、同	井戸屋形及便所板塀共拵費		二〇三八〇〇	小嶋佐兵衛	同日
同ノ九三	同	同、同	便所及廻板塀拵費		一八八〇〇〇	篠田忠兵衛	十月十五日
同ノ九四	同	同、八	御書院其他軒下砂利叩費		九三五〇〇	木村藤九郎	十月十六日
同ノ九五	同	同、一五	馬車道縁石其他共石工費		四八〇〇〇	内田長左衛門	同日
同ノ九七	同	同、二二	釘隠共費		九七七七五	村井平兵衛	十一月廿四日
同ノ九九	同	同、二二	井戸屋形其他屋根瓦足シ出来方費		三三四二	山本藤七	十月廿六日

明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録（今江）

		（物品購入費）					
宮簿番号	年	月日	摘要	概算同高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三一	決裁額	一七三七〇〇			
同ノ四	同	二、二〇	地形用礫購入費		一九〇〇〇	大西音五郎	三月十五日
同ノ五	同	同、同	御書院足シ木材購入費		一七六五〇〇	佐藤庫助	四月廿四日
同ノ二	同	三、一五	同所其他量表購入費		一三九一三五	市場庄介	七月廿八日
同ノ二七	同	同、二三	廊下并長押堀下葛石購入費		五六九五〇	森下安兵衛	五月十一日
同ノ三四	同	同、二八	御書院其他壁下地竹工ツリ竹購入費		三〇四〇〇	益井亦四郎	四月廿四日
同ノ四〇	同	四、一一	壁及瓦葺用苧藁購入費		一〇八〇〇	福井彦太郎	五月廿三日
同ノ四二	同	同、一九	長押堀其他足シ木材購入費		九三三〇〇	北村永次郎	七月十六日
同ノ五一	同	五、二三	御書院其他風窓網及押鉄購入費		二七五〇〇	齊木忠兵衛	六月廿一日
同ノ六三	同	六、一三	同所其他共足シ木材購入費		二二九五〇〇	篠田忠兵衛	七月廿三日
同ノ七八	同	七、二八	下水溜蓋鉄鋳物購入費		四九九〇〇	森太助	八月廿一日
同ノ九八	同	八、一七	一式請負費へ流用庭園用其他用栗石白砂等購入費		七四八七一五		
同	同	九、二三	庭園用其他用栗石白砂等購入費		一六五〇〇〇	村岡豊吉郎	十二月八日
同	同	二、一八	有合栗石二坪相用ニ付減更正		一六五〇〇〇		
同ノ同	同	同	庭園其他用栗石白砂等買上費		一六一〇〇〇	村岡豊吉郎	十二月八日
同ノ同	同	同	決算高	一八九七七〇〇	一八九七七〇〇		

同ノ一〇九	同	一〇、二〇	板庇取設費	八四三二七四四	八四三二七四四	北村永次郎	十一月廿四日
同ノ一〇六	同	一〇、二一	其他費		二四五〇〇	福井彦太郎	十月廿五日
同ノ一〇五	同	同、二九	馬車道堀重門脇潜リ門取付費		三四〇〇〇	木村和兵衛	十一月二日
同ノ同	同	同、同	井入共費		七八一〇〇	松本平兵衛	九月廿七日
同ノ八五	同	同、二七	在来井戸積換及小付更正	七五一〇〇			
同ノ一〇〇	同	同、二五	表門砂利叩費		二四七五八	福井彦太郎	同日
同ノ一〇〇	同	同、二五	桂宮内跡片付及同				

		（職工費）					
宮簿番号	年	月日	摘要	概算同高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三一	決裁額	八五五三〇〇			
同ノ四	同	二、二六	場所付雇給		一八二五〇〇	桐山平太郎	十月十日更正
同	同		場所付雇給追加		一八二五〇〇		
同	同		二付更正				
同	同		場所付雇給		一九七四五〇	桐山平太郎	
同ノ五	同	同	同断		一三五〇五〇	藤本氏次郎	十月十日更正
同	同		場所付雇給追加				
同	同		二付更正				
同ノ六	同	同	場所付雇給追加		一五八九七〇	藤本氏次郎	
同	同		場所付雇給		一二七五〇	荒木吉三郎	十月十日更正
同	同		二付更正				
同	同		場所付雇給		一四二七〇〇	荒木吉三郎	
同ノ七	同	同	同断		九二二五〇	佐治孝蔵	三月廿六日更正
同ノ八	同	同	同断		九二二五〇	五十川一輔	三月廿六日更正
同ノ九	同	一、二二	水盛小仕事大工費		三二五〇	藤村三吉	一月廿九日
同ノ一〇	同	二、二六	湯小屋人夫雇費		四五〇〇	岡安喜三郎	同日
同ノ一〇	同	二、二六	小仕事人夫雇費		七五七五	福井彦太郎	二月六日
同ノ一六	同	同、二六	湯小屋人夫雇費		五五八〇	岡安喜三郎	同廿六日
同ノ一七	同	同	庭作ニ付樹木根廻人夫費		二二八七五	井上清兵衛	同日
同ノ一八	同	同	木材取調人夫雇費		二二〇〇	福井彦太郎	同日
同ノ一九	同	三、一	御書院其他量方量工雇費		二二七五	大針房之助	三月一日
同ノ二〇	同	同	軒樋取卸用鍛冶工雇費		二二七五	齊木忠兵衛	同日
同ノ二三	同	同ノ八	張付取解経師工雇費		二四五〇	清水新助	三月八日
同ノ二四	同	同ノ一六	古木取調大工雇費		二四五〇	木村和兵衛	三月十六日
同ノ七	同	同ノ二六	場所付雇日教減ニ付更正	九二二五〇			
同	同		場所取付雇給		一九二〇〇	佐治孝蔵	三月廿六日
同ノ八	同	同	場所付雇日教減ニ付更正	九二二五〇			
同ノ二九	同	同	古木取調大工雇上費		四五五〇	木村和兵衛	同日
同	同		場所取付雇給		一九二〇〇	五十川一輔	三月廿六日

同ノ七〇	同	同	同	同	同	同ノ五〇	同ノ六一	同ノ六〇	同ノ五九	同ノ五八	同ノ五七	同ノ五六	同ノ五三	同ノ五二	同ノ五〇	同ノ四六	同ノ四五	同ノ四四	同ノ四三	同ノ三三	同ノ三二	同ノ三〇							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同							
同	同	同	同ノ二六	同ノ二五	同	六ノ一八	同ノ一九	同ノ二八	同	同	同	同ノ二六	同	同ノ三	五ノ一九	同	同	同	四ノ二六	同ノ二七	同	同							
工屋上費	湯小屋人夫雇上費	同用人夫雇上費	水盛小仕事大工雇上費	其他取毀費	天守台跡塗壁塀其他取毀費	本丸内井筒其他拵費仕上増減二付更正	本丸内井筒其他拵費仕上増減二付更正	瓦取調用瓦工雇上費	廊下其他木挽雇上費	水盛小仕事大工雇上費	小仕事用人夫雇上費	植木職雇上費	馬車道并木植替	湯小屋人雇上費	畳工雇上費	在来古畳取調用	樹木根廻植木職雇上費	本丸内井筒其他拵費	湯小屋人夫雇上費	工屋上費	水盛小仕事大工雇上費	廊下其他用木挽雇上費	小仕事用人夫雇上費	樹木根廻植木職雇上費	湯小屋人夫雇上費	用人夫雇上費	木材調査小仕事	大膳職其他木挽雇上費	
						一六〇〇〇																							
一〇三三五																													一〇八五〇
齊木忠兵衛	岡安喜三郎	福井彦太郎	木村和兵衛	福井彦太郎	山本文次郎		福田甚大夫	篠田忠兵衛	木村和兵衛	福井彦太郎	井上清兵衛	岡安喜三郎	大針房之助	井上清兵衛	山本文次郎	岡安喜三郎	木村和兵衛	篠田忠兵衛	福井彦太郎	井上清兵衛	岡安喜三郎	福井彦太郎	井上清兵衛	岡安喜三郎	福井彦太郎	篠田忠兵衛	篠田忠兵衛		
同日	同日	同日	六月廿六日	七月廿三日	六月十八日		五月廿九日	五月廿八日	同日	同日	同日	五月廿六日	同日	五月廿三日	六月十八日	同日	同日	同日	四月廿六日	三月廿八日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日		

同ノ一四	同ノ一三	同ノ一二	同ノ一一	同ノ一〇	同ノ〇八	同ノ〇七	同ノ〇四	同ノ〇三	同ノ〇二	同ノ〇一	同ノ九六	同ノ九〇	同ノ八九	同ノ八八	同ノ八七	同ノ八六	同ノ八二	同ノ七七	同ノ七六	同ノ七五	同ノ七四	同ノ七三	同ノ七二	同ノ七一							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同						
同	同	同	同	同ノ二六	同ノ一九	一〇ノ一五	同	同	同	九ノ二五	同	同	同	同	同	同ノ二五	八ノ二七	同ノ二二	同	同	同	同	同	同	七ノ二六						
湯小屋人夫雇上費	水盛小仕事人夫雇上費	挽雇上費	古木挽立二付木掘出夫費	地均二付在来石	小仕事用人夫雇上費	人夫雇上費	雑石取片付其他庭園芝切取運搬共費	湯小屋人夫雇上費	同用人夫雇上費	水盛小仕事大工雇上費	古木材挽立木挽雇上費	外部庭地均費	西橋ヨリ御建物水洗費	御書院其他建具	同用人夫雇上費	水盛小仕事大工雇上費	廊下及高塀用木挽雇上費	運搬費ヨリ流用	湯小屋人夫雇上費	水盛其他小仕事大工費	水盛其他小仕事大工費	古建具調職工雇上費	挽雇上費	廊下及高塀用木雇上費	古畳調用其他畳工雇上費	湯小屋人夫雇上費	小仕事用人夫雇上費	屋上費	残石調其他石工	間内用経師工雇上費	
																	三四九三二														
六〇〇〇	一四〇〇〇	七〇〇〇	六二五〇	八七五〇	一八七五〇	三七〇〇〇	六二〇〇	一一五〇	一二六〇	一一五〇	九六〇〇〇	九五〇〇	六〇〇〇	一一二五〇	一一二五〇	六二〇〇	一一二五〇	一四〇〇	七〇〇〇	四二〇〇	六〇〇〇	一一〇〇〇	八〇〇〇	一六〇							
岡安喜三郎	同	篠田忠兵衛	森川久次郎	同	福井彦太郎	木村藤九郎	岡安喜三郎	福井彦太郎	同	同	篠田忠兵衛	森川久次郎	木村藤九郎	福井彦太郎	同	同	篠田忠兵衛	岡安喜三郎	竹中市兵衛	篠田忠兵衛	大針房之助	岡安喜三郎	福井彦太郎	内田長左	清水新助						
同日	同日	同日	同日	十月廿六日	十一月廿六日	十二月十八日	同日	同日	同日	同日	九月廿六日	十一月廿六日	九月十一日	同日	同日	八月廿六日	八月廿六日	八月廿六日	七月廿八日	同日	同日	同日	同日	同日	七月廿六日						

管轄番号	年	月日	摘要	概算同高	申付高	請負者人名	精算月日
同ノ二五	同	同	石階其他繕工費		五〇〇	内田長左	同日
同ノ二六	同	同ノ六	水盛大工雇上費		一四〇〇	篠田忠兵衛	十一月廿六日
同ノ二七	同	同	同上并跡片付人夫雇上費		八七五〇	福井彦太郎	同日
同ノ二八	同	同	湯小屋人夫雇上費		六二〇〇	同人	同日
同ノ二九	同	二ノ六	北大手ヨリ西橋迄車道直費		一〇五〇〇	同人	十二月廿日
同ノ三〇	同	二ノ二七	氷養生其他掃除人夫費		一一五〇	同人	同日
同ノ三一	同	同ノ六	御座所其他畳敷込費		五二五〇	大針房之助	同日
同ノ三二	同	同	小仕事大工雇上費		一五〇五〇	三上吉兵衛	十一月廿一日
同ノ三三	同	同	湯小屋人夫雇上費		五〇〇〇	福井彦太郎	同日
			決算高	一八四八三三二	一八四七九九五		
			差引減高		三三六		

（運搬費）

管轄番号	年	月日	摘要	概算同高	申付高	請負者人名	精算月日
臨ノ四	二七	一、三二	決裁額	七三五九〇〇			
同ノ六五	同	六、二〇	屋根葺土々壁土足其他運搬費		二〇〇〇	福井彦太郎	七月廿三日
	同	八ノ一七	一式請負費へ流用		三七四六六九		
	同	同ノ五	職工費へ流用		三四九三三一		
			決算高	七三五九〇〇	七三五九〇〇		

右之通ニ御座候也

明治廿八年一月四日

内匠寮技手 本庄清（印）

主殿寮出張所長宇田淵殿

※以下、明細書等（庭園のみ）を掲載する。

【臨第四号拾七】

井上清兵衛

（明細書）

桂宮二条離宮本丸内へ御引建庭造ニ付旧二条邸並本丸内樹木根廻シ方植木職御買〇ケ明細書
一合金貳拾貳円八拾七錢五厘

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木根廻シ用	植木職	七拾六人貳分五厘	老人ニ付參拾錢	金貳拾貳円八拾七錢五厘

（※）を指示す。以下同

右之通明細相違無御座候、以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年二月廿六日

井上清兵衛（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号ノ三拾五】

井上清兵衛

（明細書）

桂宮二条本丸内へ御改築ニ付庭造御入費明細書

請負高金參百參拾円也

一合金九拾貳円四拾錢也 殘金請求高

外 金百參拾貳円也 七月十九日受取済

金百五円六拾錢 十一月廿九日受取済

精算高金參百參拾円也

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木植換石据砂利砂敷用	植木職	五百參拾人	老人ニ付金參拾錢	金百五拾九円也
壳泉水掘リ上ケ盛土地場トモ	土方	貳百五拾人	老人ニ付金貳拾五錢	金六拾貳円五拾錢
二条邸桂宮樹木石運送用	車力	參百五拾五人	老人ニ付金參拾錢	金百六円五十錢
樹木根絨并枝絞リ用	換繩	五拾貫目	老費目ニ付金四錢宛	金貳円也

右之通明細相違無御座候、以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年十二月十八日

井上清兵衛（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号三十五ノ式】 井上清兵衛

(請求書)

桂宮二条離宮本丸内江御改築二付庭造御入費内金請求書

營繕掛

長 内匠寮技手

調査掛

請負金高参百参拾円也

一金百五円六拾銭也 出来形九分通りニ
対スル請求高

外 一金百参拾式円 七月十九日受取済

一金九拾式円四拾銭 追テ請求可致分

右之通御下ケ渡被成下度此段請求候也

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年十一月廿四日 井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

(内訳書)

桂宮二条本丸内へ御改築二付キ庭造御入費内借内訳書

請負金高参百参拾円也

一合金式百九拾七円也 九分形出来

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木植換并石据芝伏用	植木職	四百式拾人	老人二付金参拾銭	金百二拾六円
売泉水堀り上盛土地均トモ	土方	式百五拾人	老人二付金式拾五銭	金六拾式円五拾銭
二条邸桂宮樹木石運送用	車力	参百五拾五人	老人二付金参拾銭	金百六円五拾銭
樹木根絨并枝絞リ用	換繩	五拾貫目	老費目二付金四銭	金式円也

右之通御座候以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年十一月 井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号卅五卷】 井上清兵衛

(請求書)

桂宮御建物二条離宮本丸内へ御改築二付庭作御入費内金請求書

請負金高参百参拾円也 出来形五分通り
対スル請求高

外 一金百参拾式円也 追テ請求可致分

一金九拾八円也 追テ請求可致分

右之通御下ケ渡シ被成下度此段請求候也

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年七月十一日 井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号ノ壹】 井上清兵衛

(内訳書)

桂宮御建物二条離宮本丸内へ御改築二付庭作御入費内借内訳書

一合金百七拾円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木植替石据砂リ砂敷均用	植木職	式百四拾人	老人二付金参拾銭	金七拾式円也
売泉水取役(カ)并盛土地均トモ	土方	百五拾式人	老人二付金式拾五銭	金参拾八円也
二条邸桂宮樹木石運送用	車力	式百人	老人二付金参拾銭	金六拾円銭

右之通御座候也

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿七年七月九日 井上清兵衛 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第四号ノ卅五】

（仕様注文書）

桂宮御建物二条本丸内へ御改築ニ付庭作仕様注文書

一 別紙図面之通 南広庭 壹ヶ所

一同断 中坪 拾ヶ所

旧二条邸庭園ニ有之

一 樹木 大小 此大キサ 高二拾尺ヨリ五尺斗迄
廻り老尺ヨリ八寸斗迄

右之内四拾八本ハ前月根廻シ致シ有之

一 臯月及下木之類 此葉先廻り四尺ヨリ老尺迄 百九拾株斗

（この括弧は貼紙で抹消されていることを示す）

一 庭石 三角 此大キサ 中高サ拾尺
上下ガリ物 下厚三尺五寸

一 沓脱石 同 長拾參尺余
中三尺五寸
厚老尺七寸

一 橋石 同 長九尺ヨリ三尺迄
中三尺五寸ヨリ老尺五寸迄
厚九寸ヨリ五寸マテ

一 雪見灯籠 同 高六尺 外ニ台付
渡り五尺

一 春日同 同 高六尺五寸台共

一同断 同 高五尺台共

一 手水鉢丸形 同 高三尺
径老尺三寸

一 石井筒 同 高式尺三寸
中四尺五寸

一 配付石 同 老尺ヨリ
三尺マテ

一 壳泉水底石 栗石 立式坪余

一同所皆物石
軒下薄石共

桂宮ニ有之

（この括弧は貼紙で抹消されていることを示す）

一 沓脱石 此大キサ 長拾尺
中三尺二寸
厚老尺三寸

一同断 同 長九尺七寸
外二前沓石六尺
厚老尺三寸五分
外二前下葛石付

一小笹 同 老尺角斗ニ切立 五拾株斗

仙洞御所庭内ニ有之

一 桜立木 此大キサ 高拾五尺ヨリ拾尺迄
廻り七八寸ヨリ三寸迄 五拾本斗

一 梅立木 同 高リ 同断 式拾本斗

二条離宮北大手門内其外ニ有之

一 松杉立木 此大キサ 高式拾尺内外
廻り老尺五寸ヨリ四寸迄 七拾五本斗

右者根廻シ致シ有之

一小松 此大キサ 五拾株斗

右同所本丸内ニ有之

一 松立木 此大キサ 高拾五六尺
廻り老尺ヨリ四寸迄 八拾八本斗

右者根廻シ致シ有之

一 庭石 同 三尺ヨリ
二尺迄 五拾個斗

一 右仕様旧二条邸及其他右之所々ニ有之、樹木石等ヲ堀越シ、二条本丸内へ運搬致シ、別紙図面ヲ目途トシテ庭作方可致之事
但シ実地着手ニ望ミ、聊ノ模様替等ハ承知致可置事

一 芝付方此坪五百四拾坪ヲ以テ所々取合之場所へ植付、壳泉水底敷其他雨落

之ケ所共、此敷坪式百五拾坪ヲ厚平均四寸敷詰メ、且ツ小砂利石此敷坪坪合

八百五拾坪斗、厚平均三寸敷ナラシ平均、其他白砂敷キ坪合五百坪厚平均

式寸蒔ニ致シ、都テ雨水上流レ、能ク小ムラ直シニ可致之事

一 設庭作申付候後、場所着手中ハ申ニ不及、所々ヨリ持出シ運搬ノ節、掛官ニ

一々届出、指図ニ随イ可致之事

一 工事中吸煙規則ハ勿論、其他御門出入都テ規則之条々堅ク相守可致之事

一 積方ハ諸品除ク外植職工手伝運搬共一式見込、且ツ掛日数^{（テキマゴ）} 間ト相定メ、

其^{（カ）}餘ハ其時候ニヨリ、植付方可致之事

一 右之廉々図面共篤ト熟知致シ、現場拝見ノ上相訳リ兼候義アラバ掛官ニ委敷

聞知致不相当無之様入札可致之事

図面四葉添付

三月廿七日御前十時開札

〔貼紙〕
 一 売泉水別紙図面之通り、縁廻り出入仕、拵平均深式尺、此立坪七拾坪堀取
（図面）
（図面）
 土ヲ以テ御座所西前へ図之通り、南勝手ノ分ハ、中ハ高式尺斗リニ致シ、
 四方へムクリ付ニ盛土ニ致シ、且ツ同所北勝テ小ノ分ハ中ニテ老尺四五寸
 ニシテ、仕様前同断堀上盛付、其余堀土等ハ同所廻リ水捌能ク置土致シ、
 其余堀土之分ハ泉水之前後へ指図ニ随イ山模様ニ置土可致事
 一 車寄前水捌鋤取及小土手村直シ、馬車道両側土手丸形ニ切付、村直シ芝付之事

太田与八（印）
 小林伝造（印）
 井上清兵衛（印）

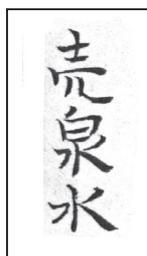


写真 1

【資料②】「明治二十八年年度工事録」

〔表紙〕
 明治二十八年年度

臨号明細書

〔中略〕

立按明治廿八年五月十日

決裁明治 年 月 日

宮繕係

〔印〕

長

〔印〕

調査係

〔印〕

【臨第一六号】

二条離宮庭作工事仕上々申書

決 裁 明治廿八年六月廿七日

概算高 金參千円也

決算高 金貳千九百九拾七円七拾壹錢八厘

起 工 明治廿八年七月廿一日

竣 工 同廿九年三月十日

出来形 本丸庭園面積千六百八十四坪九合、在来ノ樹石取除地所鋤取平均ノ上、

築山高十六尺五寸取設、樹木及下草共在来品又ハ在合ノ分相用不足購
 入植付、灯籠并石類共在来品ヲ配置シ、中央其他ハ道路取設、他ハ野
 芝伏込、天守跡及多門跡面積三百七十三坪五合深二尺通瓦礫取捨土砂
 持込敷均ノ上、在合樹木又ハ購入品植付野芝伏込出来之事

職名及品目	金員	摘要	人名
土方	九七〇〇〇〇	本丸内地平均費	大西音五郎
場所付	四八八〇〇	場所付雇給	荒木吉三郎
土方	一二六〇〇	天守台石段取設費	大西音五郎
大工	一〇七五〇	水盛小仕事用大工并手伝雇費	小林滝之助

明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録（今江）

場所付	一四八〇〇	場所付雇給	小林伝造
植木職	二二七五〇〇	櫻樹植付費	鶴田藤兵衛
同	一四五五〇〇	山吹其他植付費	西川平五郎
手伝	一九五六五	小仕事用人夫雇費	大西音五郎
同	八六二五	樹木水掛人夫雇費	福井彦太郎
大工	八六七五	水盛小仕事大工雇費	小林滝之助
植木職	八一〇〇	植木職雇費	安達金次郎
同	九〇〇〇	同上	川崎恒太郎
同	八一〇〇	同上	野村常次郎
土方	二二六一二五	月見台盛土人夫雇費	大西音五郎
手伝	一三二五〇	樹木水掛人夫雇費	福井彦太郎
土方	一三〇〇〇	雪見灯籠其他据付費	大西音五郎
仲仕人夫	三〇六九〇	樹石運搬仲仕人夫雇費	同人
土方	四二〇七五	樹木据付并草根掘取人夫雇費	同人
植木職	八一〇〇	植木職雇費	同人
同	四〇〇〇〇	主殿寮出張所ヨリ本丸ノ松樹移植費	鶴田藤兵衛
同	四五〇〇〇〇	樹木植付費	川崎九兵衛
運搬	三五一〇〇	樹木運搬費	福井彦太郎
仲仕人夫	三四八〇〇	樹石運搬仲仕人夫雇費	同人
手伝	二一三五〇	樹木水掛人夫雇費	川崎恒太郎
植木職	九三〇〇	植木職雇費	安達金次郎
同	九三〇〇	同上	鶴田藤兵衛
同	九〇〇〇	同上	井上清兵衛
同	三四五〇	同上	木村藤九郎
手伝	五一六〇	植木職手伝人夫雇費	西村安次郎
植木職	八四三〇	植木職雇費	大西音五郎
同	九三〇〇	同上	同人
土方	四二三七五	土方人夫雇費	同人
仲仕人夫	二一〇〇〇	樹石運搬仲仕人夫雇費	同人
芝伏	七九一五七	□□芝伏費	同人
植木職	三七〇五〇	樹木購入費	鶴田藤兵衛
同	一六〇〇〇	樹木植付費	川崎九兵衛
場所付	一一二〇〇	場所付雇給	荒木吉三郎
木材	七八〇〇	土居木用栗丸太購入費	野村与兵衛
同	一六〇〇	同上	同人
同	三一〇〇〇	樹木法杖用丸太購入費	同人
同	二八〇〇〇	腰掛用木材購入費	森崎徳次郎
植木職	三四〇〇〇	琉球蹲躑他購入費	鶴田藤兵衛

同	七八〇〇	植木職雇費	大西音五郎
同	八二五〇	同上	西村安次郎
土方	二一八〇〇	土方人夫雇費	大西音五郎
手伝	一三〇二五	樹木水掛其他用人夫雇費	福井彦太郎
大工	九四五〇	土居木拵用大工雇費	小林滝之助
植木職	九九〇〇〇	櫻樹植付費	鶴田藤兵衛
写真師	三四三〇〇	写真撮影費	成井頼佐
大工	九九八	写真箱調製用大工雇費	石田喜太郎
手伝	三四五〇	樹木法杖用人夫雇費	木村藤九郎
合計	二九九七七一八		
仕上減	二二八〇		

原積金參千円也
仕上金貳千九百九拾七円七拾壹錢八厘
差引
金貳円貳拾八錢貳厘 仕上減

長 (印) (職)

宮繕係
調査係 (印) (寺西)

二条離宮本丸庭作工事仕上々申書

(一式受負費)

管理番号	年	月日	摘要	機算伺高 円	申付高 円	請負者人名	清算月日
臨一六	二八	七二〇	物品費ヨリ流用	九八三〇〇		大西音五郎	十二月廿日
同ノ一	同	同ノ二	二条離宮本丸地均シ費		九七〇〇〇	大西音五郎	十二月廿日
同ノ六	同	九ノ一三	職工費ヨリ流用	一〇八〇〇〇		鶴田藤兵衛	十一月廿五日
同ノ七	同	同ノ一四	櫻樹植付費		二二七五〇	鶴田藤兵衛	十一月廿五日
同ノ一〇	同	同ノ二四	山吹其他植付費		一四五五〇	西川平五郎	同日
同ノ二〇	同	十ノ三〇	主殿寮出張所ヨリ本丸ノ松樹移植費		四〇〇〇〇	鶴田藤兵衛	同日
同ノ二一	同		樹木植付費		四五〇〇〇	川崎九兵衛	同日
同ノ三四	同	十一ノ二九	多門跡芝伏費		七九一七五	大西音五郎	同日
同ノ三六	同	同ノ三〇	樹木植付費		一六〇〇〇	川崎九兵衛	同五日
同ノ四八	同	十二ノ十八	櫻樹植付費		九九〇〇〇	鶴田藤兵衛	廿九年一月十日

右之通御下渡被成下度此段奉願上候也

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿八日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

（明細書①）

二条離宮本丸御庭園改修御入費明細書

一合金四百拾円貳拾六錢參厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
植木根絨	繩	貳百貫目	一日ノ月 四円九拾壹錢九厘	九円八拾參錢八厘
本丸庭園三寸鋤取平捨堀二廿一人掛	人夫	百六拾八人五分	貳拾五錢	四拾貳円貳拾五錢五厘
植木及庭石灯籠敷砂取片付	人夫	四百拾人	貳拾五錢	百貳円五拾錢
天守跡地盛置土高三分五厘立三拾二（九）坪一合八夕	人夫	百七拾七人九分	貳拾五錢	四拾參円九拾七錢〇（五）厘
多門跡三尺堀方平老坪二老人掛	人夫	貳百七拾三人	貳拾五錢	六拾八円貳拾五錢
多門跡不足土立四拾坪七合六夕坪二五人掛	人夫	貳百四人八分	貳拾五錢	五拾壹円貳拾錢
月見台盛土立五拾六坪五合九夕坪二六人掛	人夫	三百貳拾九人五分	貳拾五錢	八拾四円八拾七錢五厘
天守跡井戸堀	人夫	三拾人	貳拾五錢	七円五拾錢

右之通明細相違無御座候也、

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿五日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所御中

（請求書②）

二条離宮本丸御庭園改修御請負御入費内金請求書

請負高金九百七拾円也

一合金貳百六拾參円也

外 金參百八拾八円也

出来形八分四厘二対スル請求書

九月三十日受取済

金參百拾九円也 追テ請求可致分

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿七日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

（内訳書）

二条離宮本丸御庭園改修御請負御入費内金請求二対スル内訳書

一合金貳百六拾六円七拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
本丸各庭園及天守跡敷砂	川砂	六分落 四拾七坪三合五才	貳円八拾錢	百參拾貳円四拾五錢五厘
芝植付目潰砂	川砂	四分落 拾七坪三合三才	參円拾錢	〇（五）拾參円〇〇〇（七拾貳）錢九厘
地盤締方	ル式	千四百貳拾八坪三合三才	貳錢	貳拾八円五拾六錢七厘
芝植付切手間運送植付手間共	人夫	貳百八人	貳拾五錢	五拾貳〇（円）

右之通り御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿七日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所御中

（明細書②）

二条離宮御本丸各庭園御改修御入費請負金明細書

請負高金九百七拾円也

一合金參百拾九円也

金參百八拾八円也

金貳百六拾參円也

内訳 一金九百七拾円也

残金請求高

九月三十日受取済

十一月三十日受取済

精算高

事由	名称	数量	価格	小計金
植木根絨ミ	繩	貳百貫目	四円九拾老銭	九円八拾參銭八厘
本丸各庭園及天守跡敷砂	六分落 川砂	八拾九坪貳合七夕	貳円八拾銭	貳百四拾〇〇(九円)九〇(拾)五銭六厘
芝植付目潰砂	四分落	四拾三坪三合三夕	參円拾銭	百參拾四円參拾貳銭參厘
本丸各庭園三寸鋤取平捨坪二老人掛	人夫	百六拾八人五分	貳拾五銭	四拾貳円拾貳銭五厘
植木及庭石灯籠敷砂取付	人夫	四百拾人	貳拾五銭	百貳円五重銭
地盤締方	ロ一 ル式	千七百八拾五〇(坪)四合	貳銭	參拾五円七拾銭八厘
天守明地盛置土高〇(三分)五厘三拾五坪老合〇〇(八夕)坪二〇〇〇〇掛	人夫	百七拾五人九分	貳拾〇(五)銭	〇〇〇〇〇(四拾參円)九拾七銭五厘
〇〇〇(多門跡)二尺堀方平老坪二老人掛	人夫	貳百七拾三人	貳拾五銭	六拾八円貳拾五銭
〇〇〇(多門)跡不足土立四拾〇(坪)九合七夕坪二五人掛	人夫	貳百四十八分	貳〇〇(拾五)銭	五拾壹円貳拾銭
〇〇〇(月見台)盛土立五拾六坪五合九夕坪二六人掛	人夫	三百三拾九人五分	貳拾五銭	八拾四円八拾七銭五厘
天守跡井戸埋メ	人夫	三拾人	貳拾五銭	七円五拾銭
芝〇〇〇〇〇〇〇(植付切手間遣送)掘付手間平老坪二四分掛	人夫	五百貳拾人	貳拾五銭	百參拾円
月見台角跡土庭木据付及在合白砂敷均シ	人夫	三拾九人	貳拾五銭	九円七拾五銭

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月七日

大西音五郎 (印)

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ二】
(明細書)

一金拾貳円四拾銭也 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年八月一日ヨリ 工事場所付履給料
 同年八月廿五日マテノ内 日数二十二日間
 老ケ日金四拾銭

右之通り明細相違無御座候也
 明治廿八年九月廿六日 場所付
 荒木吉三郎 (印)
 主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ二】
(明細書)

一金拾貳円四拾銭也 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年八月二十六日ヨリ 工事場所付履給料
 同年九月二十五日マテ 日数三十一日間
 老ケ日金四拾銭

右之通り明細相違無御座候也
 明治二十八年九月廿六日 場所付
 荒木吉三郎 (印)
 主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ三】
(明細書)

一金拾貳円也 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年九月廿六日ヨリ 工事場所付履給料
 同年十月二十五日マテ 日数三拾日間
 老ケ日金四拾銭

右之通明細相違無御座候也
 明治廿八年十月廿六日 場所付
 荒木吉三郎 (印)
 主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号二ノ四】
(明細書)

一金參円貳拾銭 二条離宮本丸内御庭園改修
 明治廿八年十一月廿六日ヨリ 工事場所付履給料
 同年十二月三日マテ 日数八日間
 老ケ日金四拾銭

右之通り明細相違無御座候也

場所付

明治廿八年十二月廿六日

荒木吉三郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号三】

大西音五郎

（明細書）

二条離宮天守跡石段及石垣工事御入費明細書

一合金拾貳円六拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
石段三間半（カ）三遍ノ辺造り手間及据付手間	石工	六人	四拾錢	貳円四拾錢
石垣老坪六合中切造積手間	同	八人	四拾錢	參円貳拾錢
石運送及石手伝共	人夫	貳拾八人	貳拾五錢	七円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿五日

大西音五郎（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号四】

小林瀧之助

（明細書）

二条離宮本丸御庭御改作二付、水盛小仕事用大工并二手伝トモ御買上ケ明細書

一合金拾円七拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
大工	拾五人	參拾五錢	金五円貳拾五錢	
手伝	貳拾貳人	貳拾五錢	金五円五拾錢	

右之通り明細相違無御座候也

京都市御車通広小路上ル九軒町

明治廿八年八月廿七日

小林瀧之助（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号五】

（明細書）

一金五円貳拾錢

二条離宮本丸内御庭園
改修工事場所附雇給料

明治廿八年九月一日ヨリ
同年九月廿六日迄

日数十三日間

老ケ日金四拾錢

右之通り明細相違無御座候也

場所附雇

明治廿八年九月廿六日

小林伝造（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号五ノ二】

（明細書）

一金五円六拾錢也

二条離宮本丸御庭園改修
工事場所附雇給料

明治廿八年九月廿七日ヨリ
同年十月廿五日迄

日数十四日分
老ケ日金四拾錢

右之通り明細相違無御座候也

場所附雇

明治廿八年十月廿六日

小林伝造（印）

主殿寮出張所會計課御中

【臨第一六号五ノ三】

（明細書）

一金四円也

二条離宮本丸内御庭園改修
工事場所附雇給料

明治廿八年十月廿七日ヨリ
同年十一月廿五日迄

日数十日分
老ケ日金四拾錢

右之通明細相違無御座候也

明治廿八年十月廿五日
場所附
小林伝造（印）
主殿寮出張所会計課御中

【臨第一六号五】
（場所付雇給支出伺）

立按 明治廿八年八月三十一日
属梶田貞一（印）
決裁 明治 年 月 日

長（印）
（職綱）
（中嶋）
（寺西）
營繕係
調査係

場所付雇給支出伺

一金式拾四円四拾錢也
場所付雇 小林伝造
明治廿八年九月一日ヨリ
日数六拾壹日間
同年十月三十一日マテ
但老ケ日金四拾錢

右共二条離宮本丸各庭園改作工事二付、為場所付雇入相成候ニ付テハ、前書金額支出致可□哉、相伺者也

【臨第一六号六】
（明細書）
鶴田藤兵衛

二条離宮御本丸御庭園改作ニ付櫻樹御買上ニ付明細書
一 一金式百式拾七円五拾錢也

事由	名称	数量	価格	小計金
櫻	高サ拾式尺枝張三 尺ヨリ四尺迄	參百五拾本	金六拾五錢	金式百式拾七円五拾錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町
明治廿八年十一月廿五日
鶴田藤兵衛（印）

主殿寮出張所会計課御中

（注文書）

明治廿八年 主殿寮出張所

二条離宮本丸庭園改作ニ付樹木購入注文書
一 櫻樹 高 十二尺
枝張 三尺以上四尺迄 參百五拾本

右ハ若木ニシテ生育宜敷者相撰納入之上、根株枝振等検査相受、不都合無之品ハ差図之場所巾式尺深式尺掘立、八分節ヲ以テ瓦礫浚取、不足土ハ指図之場所ニテ篩土相調運搬之上、植付水掛充分ニ致締堅ノ上篩取瓦礫ハ土取場所其他指図ノ処へ取捨、敷均跡掃除入念ニ出来之事

一 請負期日ハ申付ヨリ三十日間ニ皆出来之事
一 物品粗悪其他仕様違背ト認メタルモノハ、指図ニ從何ケ度ニテモ取替可致事
右仕様并ニ現場熟覽之上、不都合無之様投票可致事

投票人 上京区岡崎町

鶴田藤兵衛（印）
松尾村字下山田区
太田茂平代理荒木五平（印）
井上清兵衛（印）

（請求書）

二条離宮御本丸御庭作ニ付樹木御植付御入費内金請求書
受負高金百四拾五円五拾錢也

一金七拾九円也 出来高六分八厘ニ対スル請求書
外 金六拾六円五拾錢 追テ請求可仕分
右之通御下渡シ被成下度奉願候也

河内国八上郡金岡村大字長曾根内黒土
明治廿八年十月廿一日
受負人 西川平五郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

〔内訳書〕

二条離宮御本丸御庭作二付樹木植付出来高内訳書
 受負金百四拾五円五拾銭也

一金百円五拾銭 出来之分

此訳

金五円 山吹五拾株之代

金壹円五拾銭 卯之花拾株之代

金八拾五円 琉球ツ、ジ百七拾株之代

金壹円五拾銭 萩拾五株之代

金壹円五拾銭 桔梗拾五株之代

金壹円五拾銭 ス、キ拾五株之代

金參円 熊笹參拾株之代

金壹円五拾銭 鈴掛拾株之代

右之通御下ケ渡シ被成下度奉願候也

河内国八上郡金岡村大字長曾根内黒土

明治廿八年十月廿一日

植木職
 受負人

西川平五郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号七】

西川平五郎

〔明細書〕

二条離宮御本丸御庭園樹木植付御入費明細書

請負高金百四拾五円五拾銭也

一合金六拾六円五拾銭也

残金請求高

外 金七拾九円

十一月一日受取済

精算高 一金百四拾五円五拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
山吹	壹株貳拾本立	五拾株	金拾銭	金五円
卯之花	高五尺壹株拾五本立	拾株	金拾五銭	金壹円五拾銭
琉球ツ、シ	高參尺以上四尺位迄枝張三尺以上	百七拾株	金五拾銭	金八拾五円
萩	壹株拾五本立	拾五株	金拾銭	金壹円五拾銭
桔梗	壹株拾五本立	拾五株	金拾銭	金壹円五拾銭
ス、キ		拾五株	金拾銭	金壹円五拾銭
熊笹	高參尺以上枝張參尺	參拾株	金拾銭	金參円
鈴掛	高式間以上枝張壹尺以上	拾株	金拾五銭	金壹円五拾銭
モリセ		拾株	金四円五拾銭	金四拾五円

右之通御明細相違無御座候也

大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土

明治廿八年十一月

西川平五郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号八】

大西音五郎

〔明細書〕

二条離宮御本丸御庭園改修二付小仕事人夫買上御入費明細書

一合金拾九円五拾六銭五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
人夫	七拾八人貳分六厘	貳拾五銭	拾九円五拾六銭五厘	

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町百五拾九番戸

明治廿八年九月廿五日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所御中

【臨第一六号九】

福井彦太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭御改築二付樹木水掛人夫御雇費明細書

一合金八円六拾貳錢五厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木水掛用	人夫	参拾四人五分	金貳拾五錢	金八円六拾貳錢五厘

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治貳拾八年九月廿五日

福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一〇】

小林瀧之助

(明細書)

二条離宮本丸御庭作工事水盛小仕事大工并二手伝人夫御買上ケ明細書

一合金八円六拾七錢五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
水盛小仕事	大工	拾五人半	参拾五錢	金五円四拾貳錢五厘
同	手伝人夫	拾参人	貳拾五錢	金参円貳拾五錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市御車通広小路上ル九軒町

明治廿八年九月廿五日

小林瀧之助 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一一】

安達金次郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書

一合金八円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自九月廿六日至十月廿五日ノ内三日間休	植木職	貳拾七人	参拾錢	金八円拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市出水通浄福寺西入東神明町

明治廿八年十月廿五日

安達金次郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一二】

川崎恒太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭作り植木職御買上御入費明細書

一合金九円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自九月廿六日至十月廿五日	植木職	参拾人	参拾錢	金九円

右之通明細相違無御座候也

京都市室町通出水上ル近衛町

明治廿八年十月廿五日

川崎恒太郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一三】

野村常次郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭作二付植木職御買上御入費明細書

一合金八円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自九月廿六日至十月廿五日	植木職	参拾人	貳拾七錢	金八円拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市室町通水上ル近衛町

明治廿八年十月廿五日

野村常次郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一四ノ一】

大西音五郎

（明細書①）

二条離宮本丸御庭園改修御請負御入費内金請求書

請負高金参百四拾貳円五拾錢

一合金百八拾六円 出来形六分八厘ニ対スル請求高

外 金百五拾六円五拾錢 追テ請求可致分

右之通御下渡被成下度、此段奉頭上候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

（明細書②）

二条離宮本丸御庭園改修御入費出来形ニ対スル明細書

一合金百八拾六円

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
西大手門内西北隅ニ於テ掘取	土砂	立七拾貳坪式合九夕	壹円九拾五錢	百四拾円九拾六錢六厘
月見台近傍最□□場所ニ於テ堀取	同	同四拾五坪三夕四才	壹円	四拾五円参錢四厘

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一四】

大西音五郎

（明細書）

二条離宮御本丸御庭園改修御入費明細書

請負高金参百四拾貳円五拾錢也

一合金五拾円拾貳錢五厘也 殘金請求高

外 金百八拾六円也 十月卅一日受取済

金百六円参拾七錢五厘也 減シ高

一金貳百参拾六円拾貳錢五厘也 精算高

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
盛土立九拾八坪西大門内西北隅ニ於テ掘取 一尺（カ）根石等稜取運送壹坪二七人八分掛	人夫	七百六拾四人四分	貳拾五錢	百九拾壹円拾錢
同四拾五坪式夕五才最寄ノ場所ニ於テ掘取 二尺（カ）根石等□□運送壹坪二四八掛	同	百八拾人壹分	貳拾五錢	四拾五円貳錢五厘

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月十九日

大西音五郎（印）

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号一五】

福井彦太郎

（明細書）

二条離宮本丸御庭園改修ニ付樹木水掛ケ人夫御買上ケ御入費明細書

一合金拾参円貳拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
樹木水掛ケ用	人夫	五拾参人	金貳拾五錢	金拾参円貳拾五錢

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治廿八年十月廿七日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一六】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭園内雪見灯籠其他石据付御入費明細書
一合金拾参円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
雪見灯籠老本組立	人夫	拾式人	式拾五錢	参円
杵石老個据付	同	拾式人	式拾五錢	参円
大石老個据付	同	式拾八人	式拾五錢	七円

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一七】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園改修用仲仕人夫御買上御入費明細書
一合金参拾円六拾九錢

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	百式人参分	参拾錢	参拾円六拾九錢

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一八】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園改修用土方人夫御買上御入費明細書
一合金四拾式円七錢五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	百六拾八人三分	式拾五錢	四拾式円七錢五厘

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号一九】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮内樹木御手入二付植木職人夫御買上御入費明細書
一合金八円拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	式拾七人	参拾錢	八円拾錢

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十月廿八日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二〇】 鶴田藤兵衛

(明細書)

主殿寮出張所構内二有ル松樹二条離宮御庭園江植替費明細書

事由	名称	数量	価格	小計金
李樹七本丸内へ運送	仲仕人夫	百拾七人	金参拾銭	金三拾五円拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治式拾八年十一月廿五日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二二】 福井彦太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭御改築二付樹木并石運搬仲仕人夫御買上ケ御入費明細書
一合金参拾四円八拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	仲仕人夫	百拾六人	金参拾銭	金参拾四円八拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治式拾八年十一月廿六日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二四】 福井彦太郎

(明細書)

二条離宮本丸御庭御改築二付、樹木水掛ケ人夫御買上ケ御入費明細書
一合金式拾老円参拾五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	八拾五人四分	金式拾五銭	金式拾老円参拾五銭

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治式拾八年十一月廿六日 福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二五】 川崎恒次郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付植木職御買上御入費明細書
一合金九円参拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十月廿六日至十一月廿五日	植木職	参拾老人	参拾銭	金九円参拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市室町通出水上ル近衛町

明治廿八年十一月廿五日 川崎恒次郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二六】 安達金次郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書
一合金九円参拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十月廿六日至十一月廿五日	植木職	参拾老人	参拾銭	金九円参拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市出水通浄福寺西入東神明町

明治廿八年十一月廿五日 安達金次郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二七】 鶴田藤兵衛

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作工事二付、植木職御雇上御入費明細書
一合金九円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	参拾人	老人二付金参拾銭	金九円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿五日

鶴田藤兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二八】 井上清兵衛

(明細書)

二条離宮樹木手入二付、植木職御買上ケ明細書
一合金参円四拾五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	拾老人五分	老人二付金参拾銭	金参円四拾五銭

右之通明細相違無御座候、以上

京都市大宮通四条上ル錦大宮町

明治廿八年十一月廿日

井上清兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号二九】 木村藤九郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭御改作二付、人夫御買上ケ御入費明細書
一合金五円拾六銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
御本丸御庭□□	人夫	式拾人六分四厘 (九)	老人二付式拾五銭	金五円拾六銭

右之通明細相違無御座候也

京都市下京区若宮通五条下ル二町目上錫屋町

明治廿八年十一月廿五日

木村藤九郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三〇】 西村安次郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書
一合金八円四拾参銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十月廿六日至十一月廿五日	植木職	式拾八人老分	参拾銭	金八円四拾参銭

右之通明細相違無御座候也

京都市上長者町通裏門東入須浜町

明治廿八年十一月廿五日

西村安次郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三一】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作二付、植木職御買上御入費明細書
一合金九円参拾銭也

内訳				
事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	三拾老人	参拾銭	九円参拾銭

右之通り明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿六日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三二】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園御改修工事用土方人夫御買上御入費明細書

一合金四拾貳円参拾七銭五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	土方人夫	百六拾九人五分	貳拾五銭	四拾貳円参拾七銭五厘

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿六日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三三】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園御改修工事用仲仕人夫御買上御入費明細書

一合金貳拾老円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	仲仕人夫	七拾人	参拾銭	貳拾老円

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十一月廿六日 大西音五郎 (印)
主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三四】 大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸多門跡芝植付運送御入費明細書

一合金七拾九円拾七銭五厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
御本丸多門跡芝七百九拾老坪八合運送 植付手間共 平老坪二四分掛	人夫	三百拾六人七分	貳拾五銭	七拾九円拾七銭五厘

右之通明細相違無之候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月七日 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三五】 鶴田藤兵衛

(明細書)

二条離宮御本丸御庭園植付樹木御買上二付明細書

一合金参拾七円五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
櫻	高拾貳尺 枝張三尺ヨリ四尺迄	五拾七本	金六拾五銭	金参拾七円五銭

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月九日 鶴田藤兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三六】 川崎九兵衛

（明細書）

二条離宮御本丸御庭園御植付樹木御買上二付明細書
一合金拾六円也

事由	名称	数量	価格	小計金
楓	高サ三間半 廻り老尺六寸 植付共	貳本	金八円	金拾六円

右之通り明細相違無御座候也

京都府下紀伊郡深草村字直達橋二丁目

明治廿八年十二月五日

川崎九兵衛（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三七ノ一】

（明細書）

一金八円八拾錢也 二条離宮本丸内御庭園
改修工事場所付雇給料
明治廿八年十二月四日ヨリ 日数二十二日間
同年同月二十五日マテ 老ケ月金四拾錢
右之通り明細相違無御座候也

場取付

明治廿八年十二月二十六日

荒木吉三郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三七ノ二】

（明細書）

一金貳円四拾錢也 二条離宮本丸内庭園
改修工事場所付雇給料
明治廿八年十二月廿六日ヨリ 日数六日間
同年同月三十一日マテ 一ケ日金四拾錢
右之通り明細相違無御座候也

場取附

明治廿八年十二月三十一日

荒木吉三郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号三八】

野村与兵衛

（明細書）

二条離宮本丸御庭園月見台道路土居用木材御買上ケ御入費明細書
一合金七円八拾錢也

事由	名称	数量	価格	小計金
	栗長拾尺 末參寸五分	貳拾五本	貳拾八錢	金七円
	檜長六尺 末老寸	拾本	八錢	同八拾錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市御幸町仏光寺下ル

明治廿八年十二月九日

野村与兵衛（印）

主殿寮御出張所会計課御中

（注文書）

明治廿八年十一月 主殿寮出張所
二条離宮本丸御庭園月見台道路土居用木材購入注文
一栗山ナグリ 長拾尺 貳拾五本
末口三寸五分
一檜丸太 長六尺 拾本
末口老寸

右之木材孰レモ疵摺曲等無之モノ相撰納入之事

一検査之節不都合之モノ有之時ハ何ケ度ニテモ取替可致事

村尾弥七郎（印）

野村与兵衛（印）

石来長四郎（印）

【臨第一六号三九】

野村与兵衛

（明細書）

二条離宮本丸御庭園月見台道路土居用木材御買上ケ御入費明細書
一合金老円六拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	檣長六尺 末壹寸五分	貳拾本	八錢	金老円六拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市御幸町仏光寺下ル

明治廿八年十二月九日

野村与兵衛 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四〇】 野村与兵衛 (明細書)

二条離宮本丸御庭園樹木法杖用木材御買上ケ御入費明細書

一合金參拾老円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	檣并式間 末貳二寸拾分	五拾本	參拾錢	金拾五円
	長式間半 末貳寸拾分	參拾本	參拾七錢	同拾老円拾錢
	長參間 末貳寸拾分	拾本	四拾九錢	同四円〇〇〇 (九拾錢)

右之通明細相違無御座候也

京都市御幸町仏光寺下ル

明治廿八年十二月十七日

野村与兵衛 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【注文書】

二条離宮本丸御庭園樹木法杖用木材購入注文

一 檣丸太 長 貳間半 末口 貳寸 三拾本

一 同 長口 貳間 五拾本
一 同 末口 貳寸 拾本

右購入候二付傷摺無之品相撰納入可致事

一受負期日ハ申付候日ヨリ一周間ニ皆納可致事

右仕様熟覽之上不都合無之様投票可致事

野村与兵衛 (印)

村尾弥七郎 (印)

森崎徳次郎 (印)

【臨第一六号四一】 森崎徳次郎 (明細書)

二条離宮本丸庭園内天守跡据付用腰掛材御購入御入費明細書

一合金四拾八円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
腰掛台	檣長老尺八寸 皮付丸太 径貳尺 五寸以上	壹個	貳拾五円	金貳拾五円
同	同老尺七寸 同 径貳尺	壹個	拾貳円	金拾貳円
同	同老尺七寸 同 径老尺五寸	壹個	五円	金五円
同	同老尺四寸 同 径老尺	貳個	老円貳拾錢	金貳円四拾錢
同	同老尺六寸 同 径老尺三寸	壹個	參円六拾錢	金參円六拾錢

右之通り明細相違無御座候也

京都市御幸町通押小路上ル

明治廿九年一月廿日

森崎徳次郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【注文書】

明治廿八年十二月 主殿寮出張所

二条離宮本丸庭園内天守跡据付用腰掛材購入注文

- 一 椋丸太 長老尺八寸 壹個
- 一 同 径三尺 長老尺七寸 壹個
- 一 同 径式尺 長老尺七寸 壹個
- 一 同 径老尺五寸 長老尺四寸 壹個
- 一 同 径老尺 長老尺六寸 壹個
- 一 同 径老尺三寸

右之熟レモ皮付ニシテ干割無之物相撰片木口入念ニ削上納入之事
一受負期日ハ申付ヨリ十日間ニ皆納之事

右仕様熟知之上、不都合無之様積立投票可致事

来□□月七日午前十時開札

投票人

- 村尾弥七郎 (印)
- 森崎徳次郎 (印)
- 野村与兵衛 (印)

【臨第一六号四二】

鶴田藤兵衛

(明細書)

二条離宮御本丸御庭へ植付樹木御入費明細書

一合金参拾四円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
琉球ツ、ジ	高三尺以上 枝張三尺以上	参拾株	金五拾銭	金拾五円
五月	高老尺五寸以上四尺マテ 枝張三尺以上	式拾株	金九拾五銭	金拾九円

右之通明細相違無御座候也

明治廿八年十二月廿二日

京都市上京区岡崎町 鶴田藤兵衛 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

(注文書)

明治廿八年十二月 主殿寮出張所

二条離宮本丸庭作ニ付樹木購入注文

- 一 琉球ツ、ジ 高三尺以上 枝張三尺以上 拾株
- 一 五月 高老尺五寸以上四尺迄 枝張三尺以上取交 四拾株

右熟レモ枝振宜物相撰納入之事

一満老々年内ニ枯損致タル節者、直ニ取替可致事

一受負期日ハ申付ヨリ老週間ニ無相違皆納可致事

十二月十五日午前十時開札

投票人

- 鶴田藤兵衛 (印)
- 井上清兵衛 (印)
- 川崎九兵衛 (印)

【臨第一六号四三】

大西音五郎

(明細書)

二条離宮御本丸御庭作ニ付、植木職御買上御入費明細書

一合金七円八拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	植木職	式拾六人	参拾銭	七円八拾銭

右之通明細相違無御座候也

明治廿八年十二月廿五日

京都市上京区岡崎町 大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号四四】 西村安次郎

(明細書)

- 二条離宮御本丸御庭作二付、臨時植木職御買上御入費明細書
- 一合金八円貳拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
自十一月廿六日至十二月廿五日之内三日休	植木職	貳拾七人五分	參拾錢	金八円貳拾五錢

右之通明細相違無御座候也

京都市上長者町通裏門東入須浜町

明治廿八年十二月廿五日

西村安次郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四五】 大西音五郎

(明細書)

- 二条離宮御本丸御庭園御改修二付、土方人夫御買上御入費明細書
- 一合金貳拾壹円八拾錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	土方人夫	八拾七人貳分	貳拾五錢	貳拾壹円八拾錢

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿八年十二月廿五日

大西音五郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四六】 福井彦太郎

(明細書)

- 二条離宮本丸御庭御改修二付、樹木水掛之御人夫御買上ケ御入費明細書
- 一合金拾參円貳錢五厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	人夫	五拾貳人壹分	金貳拾五錢	金拾參円貳錢五厘

右之通明細相違無御座候也

京都市寺町今出川上ル西入幸神町

明治廿八年十二月

福井彦太郎 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四七】 小林瀧之助

(明細書)

- 二条離宮本丸月見台土居木仕拵用大工御買上ケ御入費明細書
- 一合金九円四拾五錢也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	大工	貳拾七人	參拾五錢	金九円四拾五錢

右之通明細相違無御座候也

京都市御車通広小路上ル九軒町

明治廿八年十二月十八日

小林瀧之助 (印)

主殿寮御出張所會計課御中

【臨第一六号四八】 鶴田藤兵衛

(明細書)

- 二条離宮御本丸御庭園周圍植付櫻御買上二付明細書
- 一合金九拾九円也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
櫻樹	高四尺以上 五尺迄	參百本	金參拾參錢	金九拾九円

右之通明細相違無御座候也

京都市上京区岡崎町

明治廿九年三月十日

鶴田藤兵衛（印）

主殿寮御出張所会計課御中

（注文書）

明治廿八年十二月

主殿寮御出張所

二条離宮御本丸御庭園周囲櫻植付注文

- 一 櫻 高四尺以上 二百本

右ハ見本之通壹兩年前根廻致有之モノニシテ、地際ヨリ板付追々成長ノ見込有之樹木相撰納入之上、植付場所ハ八分通ヲ以テ小石篩取植付水掛跡掃除迄入念ニ出来之事

一 受負期日ハ申付ヨリ十日間ニ皆出来之事

一 見本品ニ違カ或ハ植付方不都合ト見認タル節ハ取替申付候事

右仕様及現場熟覽ノ上、不都合無之様投票可致事

上京区岡崎町

鶴田藤兵衛（印）

川崎九兵衛（印）

井上清兵衛（印）

【臨第一六号四九】

成井頼佐

（明細書）

二条離宮御庭園写真撮影御入費明細書

一 合金参拾四円参拾銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
画面縦七寸 寸法横九寸	四ツ裁写真四枚撮	七組 但シ廿八枚	四円九拾銭 但シ壹組	参拾四円参拾銭

右之通明細相違無御座候也

京都市下京区八坂神社境内

明治廿九年二月一日

成井頼佐（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号五〇】

石田喜太郎

（明細書）

二条離宮御庭作写真入箱調製用木工職御雇御入費明細書

一 合金九拾九銭八厘也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
	木工職手間	貳人八分五厘	壹人 参拾五銭	金九拾九銭八厘

右之通明細相違無御座候也

京都市今出川通寺町西入二筋目北柳風呂町

明治廿九年一月廿七日

石田喜太郎（印）

主殿寮御出張所会計課御中

【臨第一六号五一】

木村藤九郎

（明細書）

二条離宮御本丸庭園植木保杖用人夫御買上ケ明細書

一 合金参円四拾五銭也

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
御本丸庭園植木保杖遣イ	人夫	拾参人八分	壹人二付式拾五銭	金参円四拾五銭

右之通明細相違無御座候也

京都市下京区若宮通五条下ル二町目上錫屋町

明治廿九年一月廿八日

木村藤九郎(印)

主殿寮御出張所会計課御中

(注文書)

明治廿八年 主殿寮出張所

二条離宮本丸御庭園植付樹木購入注文

一 樹木ハ別紙記載ノ員数、孰レモ風姿宜敷シテ、式ヶ年以上六ヶ年前ニ根廻シ致タルモノニ限り、現品検査ノ上購入入之事

一 受負申付ノ上ハ、翌日ヨリ着手、素縄ヲ以テ入念ニ根絨ミ致、本丸内ヘ運搬ノ上、指図ノ場所樹根之太サヨリ周圍老尺五寸以上、余分相付掘方之上、六分節ヲ以テ瓦礫草根篩取植付之上、水注入出来ノ上、瓦礫取捨之事

一 落成期日ハ申付ヨリ晴雨ヲ不論十日間ニ落成之事

一 落成之後老ヶ年間内ニ枯損致シタルモノハ、指図ニ随老週間内ニ植償可致事

老号	式号	一赤松	三号	一椈	五号	一同	七号	一椈	九号	一椈	拾一号	一椈	拾三号	一同
高四間半 目通二尺七寸	高四間 回リ二尺二寸	高三間半 回リ老尺四寸	高三間半 回リ老尺四寸	高四間半 回リ二尺六寸	高四間半 回リ老尺八寸									
枝下七尺 張貳間	枝下拾尺 張九尺	枝下拾尺 張九尺	枝下拾尺 張九尺	枝下三三尺 張三間	枝下八尺 張貳間半									
老本 一同	老本 一松	老本 一松	老本 一松	老本 一椈										
高八尺 回リ貳尺	高五間半 回リ老尺九寸	高五間半 回リ老尺九寸	高五間半 回リ老尺九寸	高五間 回リ老尺六寸	高四間 回リ老尺五寸									
枝下四尺 張拾四尺	枝下七尺 張九尺	枝下七尺 張九尺	枝下七尺 張九尺	枝下六尺 張貳間半	枝下八尺 張貳間									
老本														
高四間 回リ貳尺以上														
枝下老間以內 張三間以上														
老本														

拾五号 拾六号

一 芟那木 高三尺以上 張貳尺以上 拾本 一松 高貳間半 回リ尺七寸 張九尺 老本

拾七号 拾八号 高貳間半 回リ尺五寸 枝下四尺 張拾尺 老本 一同 高拾老尺 回リ尺貳寸 枝下六尺 張七尺 老本

拾九号 式拾号 高貳間半 回リ尺五寸 枝下八尺 張七尺 老本 一同 高九尺 回リ尺三寸 枝下四尺 張拾尺 老本

式拾老号 式拾貳号 高貳間半 回リ尺七寸 式本立 枝下五尺 張口尺 老本 一赤松 高貳間 回リ尺貳寸 枝下六尺 張六尺 老本

一 男松 高貳間半 回リ尺七寸 式本立 枝下五尺 張口尺 老本 一赤松 高貳間 回リ尺貳寸 枝下六尺 張六尺 老本

上京区岡崎町

鶴田藤兵衛(印)

左京区四条上ル錦大宮町

井上清兵衛(印)

大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土

植木職 西川平五郎(印)

山城国紀伊郡深草村宇直違橋二丁目

白黒吉兵衛(印)

同郡直違橋式町目

川崎九兵衛(印)

【注文書】

明治廿八年九月 主殿寮出張所

二条離宮本丸御庭園植付樹木購入注文

一 山吹 但老株式拾本立 五拾株

一 卯ノ花 但高五尺老株拾本立 拾株

一 琉球ツ、ジ 但高三尺以上四尺位迄、枝張式尺以上 百七拾株

一 琉球ツ、ジ 但高三尺以上四尺位迄、枝張式尺以上 百七拾株

一 萩 拾五株

但老株拾五本立

一 桔梗 拾五株

但老株拾五本立

一 ス、キ 拾五株

一 熊笹 三拾株

一 鈴掛 拾株

但高三尺以上枝張三尺

一 モクセイ 拾五株

但五株ハ高三間以上、枝張壹間半以上、拾株ハ高貳間以上、枝張壹以上

右ハ熟レモ根絨ミ入念ニ致納入之上、根株枝振等検査相受、不都合無之ト認

タル物ハ指図之場所へ植付、入念ニ水掛致締堅メ跡掃除迄出来之事

一 不都合之品ハ何ケ度ニテモ取替可致事

一 請負申付之上ハ、貳週間ニ皆出来之事

右仕様并ニ現場共熟覽之上、不都合無之様投票可致事

来ル九月廿一日午前十時開札

投票人

京都市上京区岡崎町

鶴田藤兵衛（印）

大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土

植木職 西川平五郎（印）

【庭園改修仕様書】

明治廿八年 主殿寮出張所

二条離宮本丸御庭園改修仕様

一本丸御庭園地平均 面積千六百八拾四坪九合

右仕様在来樹木悉皆掘起、素縄ニテ入念ニ根絨ミ致、離宮内各所差図ノ場

所へ植付、庭石灯籠及敷砂ハ惣テ地均致タル所へ併立置、跡地水盛ニ準シ

三寸通鋤取、高低無之様差図ニ随ヒ敷均ローラルニテ入念ニ締方致置、上

口三寸通ハ土氣無之、川砂利六分落ノ分敷込之事

但土中ヨリ石材等露出致タル節ハ掘起、鋤取残土共指図之場所へ運搬

可致事

一天守跡地盛 面積 百坪五合

右仕様樹木ハ前同様ニ致置、広場鋤取土ヲ以テ草根抜取、持込縁石上端ヨ

リ五寸下リニ敷均ローラルヲ以テ締方致、其上川砂前同様敷均之事

但前同断

一 多門跡地平均 面積 貳百七拾參坪

右仕様在来ノ小口掘起、指図之場所へ植付置、深サ貳尺堀方ノ上八分通シ

ヲ以テ小石草根共篩取敷均、不足ハ鋤取有之土ヲ以テ小石草根共篩取持込

敷均之事

但前同断

一月見台盛土 天端 徑貳間半 壱ヶ所
高サ 拾三尺

但勾配老割半

右仕様広場ニ於テ鋤取土ヲ以テ草根篩取持込、格好能円形ニ盛立之事

一天守跡井戸埋 壱ヶ所

右仕様各所ニ於テ篩取、跡小石ヲ以テ草根混セサル様抜取り持込、石垣ハ

其儘致シ埋方之事

一 芝植付 千三百坪

右仕様御苑内指図之場所ニ於テ巾老尺、長貳尺ニ切り取り、土砂篩ヒ取りノ

上、草根撰取運送致、透目無之様図取、指図相受植付ノ上、目潰ハ四分落川

砂土氣無之分ヲ以テ厚式寸通敷均、月見台道路ハ土居木官典ヲ以テ指図之通

据付ノ上、芝伏外ノ地所ハ惣テ右合之白砂ヲ以テ不陸無之様敷均之事

一 樹木移植者好季節ニ於テ指図ニ從着手可致事

一本工事ハ樹木移植之季節有之ニ付、請負契約之上者樹木無之場所ヨリ取

掛、漸次竣工可致事

一 工事粗漏ニ濟力、或ハ職工等之所業不肖之雇有之時ハ、解約ヲ余シ請

負規則第十一条ニ準拠処分スベシ

一 請負申付ノ上者三日以内ニ着手、九月三十日限竣工スベシ

一天災、避ク可カラザル事変ノ外、竣工期日延滞スル時ハ、設日数ニ応シ、
 壹ケ日ニ付残工事之都合金額十分ノ式ヲ請負惣額ヨリ引去ルベシ
 右仕様現場等熟覽之上、不可解之義者篤ト承合之上積立入札スベシ

来ル十月十九日午前十時開札ス

大西音五郎代

松井太兵衛 (印)

渋谷松五郎代

浅野松三郎 (印)

津田庄太郎 (印)

木村藤九郎 (印)

【御請書】

御請書

一 今回式条離宮本丸各庭園御改修、并ニ御所広庭水溜、并ニ下水御改修及
 御所皇后宮御殿御庭池共水吐下水御改修工事請負被仰付候ニ就テハ、私共
 代理人職工及人夫等ニ於テハ御規則ヲ遵守可致ハ勿論、其他身上ニ於テ
 不正ノ所業無之候為メ、左ノ条件堅ク遵守可致候得共、尚ホ不都合□モ

「御□□□差上候也

一 御指図ノ土場外ニ猥リニ出入為致間敷候事

一 職工及人夫等ニ於テ、不正ノ廉有之候モノハ一切使用等不致候事

一 職工及人夫等ニ於テ、前科有之候モノハ一切使用不致候事

京都市上京区岡崎町第五拾九番戸

明治廿八年八月 日

大西音五郎 (印)

主殿寮出張所長心得

栗津職綱殿

解説

一 二条城本丸と桂宮御殿

※紹介資料の内容と『京都日出新聞』の記事を照合した箇所については、本書に掲載した編年資料
 における細目次の番号を「細27」のように記した。

元離宮二条城の本丸は、江戸幕府が譜代大名へ命じて寛永期に修築されたものである（『江城年録』〔寛永元年甲子五月吉日 二条御城中絵図〕）。本丸には、寛永三年九月に行われる後水尾天皇の行幸を前に本丸御殿等が築造された。行幸の後、城内の建物の一部は各地へ移築されることになった。本丸に関しては「御休息之間」や「御教寄屋御勝手共」などが移転の対象となった（『中井家文書』）。天明八年（一七八八）一月三〇日に生じた天明の大火では、本丸御殿等が焼亡した。同年四月には、「西御門」と「外御櫓太鼓塀」の新建修復の入札触が出された（『京都町触集成』）。天明八年の「二条御城中絵図」（陽明文庫所蔵）によると本丸御殿は再建されなかったとみられる。

慶応四年（一八六八）正月には、太政官代が置かれた。次いで明治四年（一八七二）六月には、京都府庁が移転した（『京都町触集成』）。明治十二年（一八七九）の「明治十四年二条城借受定約并本丸返戻一件所収、明治十二年明細書別紙図面」（京都府京都学・歴史館所蔵）では、本丸の北面に建築物が建てられていたことが確認できる。

明治一七年（一八八四）七月二八日には、宮内省や京都府などに対して離宮となったことの達しがあった（公文類聚・第八編・明治十七年・第五卷・儀制・朝儀・徽章、族爵・種族・勲等、宮廷・内廷・宮殿）国立公文書館所蔵）。

宮内省において二条離宮を所管したのは、主殿寮京都出張所であった。同出張所は、明治一六年（一八八三）九月、京都に設置された宮内省支庁の廃止後、その業務を引き継ぐかたちで明治一九年二月に開設された部署である。大正一〇年（一九二一）一〇月に廃止され、内匠寮出張所が設置された。それは、現在の宮内庁京都事務所の前身の一つである。

明治一九年三月三一日付の『京都日出新聞』（以下、『新聞』とする、細45）には、「客年伊藤伯が当地に来られたる節、二条城中を以て大臣以下貴頭を初め、各

国来遊の皇族及び公使等の旅館に充んとの事に決し、之を公旅館と称し、既に法殿舎の修繕に着手なる（後略）」とある。ここから当初の二条離宮の用途は、伊藤博文ら貴顕の宿所とすることが意図されていたようである。

明治二〇年一月一三日付の『新聞』（細93）によると、御所と桂離宮への行幸啓の際に「非常の節の御立退所の箇所」を「先例に依れば加茂大社又は聖護院等なるも」とされていたが、今回、二条離宮を以て第一適當の御場所となし、加茂、聖護院を第二とすることが定められた。これは、二条離宮が京都の行幸啓中における第一の非常御立退所となったことを示す。同時に二条離宮は、天皇らの行幸啓の地でもあり、外国人を含む貴顕や特別に許可された学生たちの拝観の受け入れ先にもなっていた。

二 二条離宮本丸庭園の庭造

二条離宮の成立から八年が経った明治二六年一月三日付の『新聞』（細202）によると、御所と各離宮の修繕費が増額された。同年四月二三日付の記事では、本丸内に京都御所の北側にあった桂宮家の御殿（旧桂宮御殿）を移築し改修することが決まった。その経緯については、本書掲載の「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」を参照されたい。

「明治二十七年年度改築費明細」によるとこの「京都桂宮改造工事」は、明治二七年二月一日に起工し、同年二月三十一日に竣工した。総工費は一万三三三八円三二銭四厘であった。『新聞』（細245）によると、二月二十六日に宇田主殿助³が出張して竣工に当たつての検分を行ったという。

明治二七年六月一日付の『新聞』（細238）では、旧桂宮御殿の移築の大作業が終わつた後、続いて本丸の庭として「古き意匠の山水」を築くことになると伝えた。その庭造は、植木商の井上清兵衛（京都市大宮通四条上ル錦大宮町）に命ぜられた。記事の中で井上は、「鳥羽天皇城南離宮の庭園の、今は僅に秋の山水のみ其形を存するを、幸ひ意匠を之に取り、更に工夫を加へて四季の山水即ち東を春、南を夏、西を秋、北を冬とし、四季の景色を造り出すこととし、近々着手する都合なり」とした。鳥羽離宮跡公園（京都市伏見区中島御所ノ内町）には、現在も白河天皇（二〇五三〜一一二九）が創建した鳥羽離宮

南殿の「秋の山」の遺跡と伝わる築山が残されている。⁴

「内匠寮技手本城清」の記名と捺印がある「明治二十七年年度改築費明細」の出来形の記載によると、庭園の中には、六一四個の石を据え、樹木六一七本と芝が植付けられ、白砂玉砂利が敷き均されたという。本文書は、二条離宮本丸御殿の建築と庭造の全てを対象としており、庭だけに對する起工日と竣工日の記載はない。庭に関する請求書の最初の日付は、樹木根廻に関する二月二六日、最後の日付は、庭造に関する二月一八日であった。

庭造の詳しい内容は、明細書の仕様注文書によって確かめることができる。庭園は「南広庭」と称され、御殿内には「中坪」と呼ばれる中庭が築かれた。これらの庭造は、「別紙図面ヲ目途トシテ庭作方可致之事」とあるように図面（図1、口絵3〜6）に基づいて行われた。

庭園を示す表現としては「売泉水」という語が散見される。「臨第四号ノ三拾五」の明細書では、工事請負の内訳の事由に「売泉水堀上ケ盛土地場トモ」と記しており、売泉水のために土を掘り、盛土を築いたことが知られる。また仕様注文書には、売泉水の底に平均で四寸厚の栗石を敷き詰めるなどして、「都テ雨水上流レ」するために「能クムラ直シ」をするよう指示が記されている。「売」の語には「欺く」という意味があり、売泉水とは「常には水がない偽りの園池」とも解釈できるが判然としない。⁵

庭造の請負者は、植木工（庭木根廻シ用植木職工費、庭木根回シ用植木職工費、庭作費、庭木根廻シ用植木職工雇上費、庭石及沓石運搬並ニ据付費）が井上清兵衛、石工（庭園用其他白砂豆砂利栗石費）が村岡豊吉郎、手伝（庭園芝切取及運搬共費）が木村藤九郎である。これらの請負金額の合計は、六五四円六二銭五厘であった。

石や樹木は、仙洞御所や御所の北方にあった旧二条邸、旧桂宮邸等より運び出されたものが使われた。旧二条邸からは、大小の樹木が約二〇〇本、臯月など下木が約一九〇株、橋石、雪見・春日灯籠、丸形手水鉢、石井筒、一尺から三尺の石が約五五〇個、栗石が立二坪余、二条離宮へ持ち込まれた。旧桂宮邸からの持ち込み分は、小笹が約五〇株、桜が約五〇本、梅が約二〇本、大小の松・杉が約二二三本、二尺から三尺までの庭石が約五〇個であった。

三 二条離宮本丸庭園の庭作（改修）

『明治天皇紀』の明治二十八年五月二十三日条によると、明治天皇が二条離宮本丸庭園を天覧した。その際には、明治天皇による庭園の改造についての勅命があった。以下は当該箇所抜粋である。⁶⁾

午後二時御出門、二条離宮に行幸あらせらる、侍従長候爵徳大寺実則陪乘し、宮内大臣子爵土方久元等共奉ず、義に忠召を以て、安政元年皇居炎上の際仮皇居に充てたまひし旧桂宮御殿（三階建御伝其の他）を今出川門内より該離宮本丸の地に移し、以て、先朝の遺跡を保存したまへり、是の日其の三階に昇御、眺望絶佳なるを欣喜に思召さるゝ旨を反復仰せらる、御苑の改造、草木の栽植等悉く聖旨に出づ、天皇、四山皆呈寿の句により、三層楼に呈寿と命じたまひ、久元をして之れを匾額に書せしめたまふ、其の他、松鶴の間・雉子の間・雲鶴の間等の御命名あり、七時四十五分還幸したまふ、（○官報、広島及び京都大本営へ行幸中書類、侍従日録、山口正定日記）

「明治二十八年年度工事録」によると、改めて行われることになった「二条離宮庭作工事」は、庭園を中心とする工事として明治二十八年七月二日に起工し、同二十九年三月一〇日に竣工した。決算金額は、二九七七七一錢八厘であった。「明治二十八年年度工事録」の「二条離宮本丸庭園庭作工事上々申書」の末には、「主任 主殿属 梶田貞一」の記名がある。

出来形の記載によると、庭園の面積は一六八四坪九合であった。明治二十七年の工事で植えられ据えられた樹木と石は一旦取り除かれ、地面は鋤取って平らに均された。その上で一六尺五寸の築山を築き、取り除かれた樹木や下草等は、有り合わせのものと共に用いられた。不足分の樹木は、新たに購入したものも植え付けられた。灯籠及び石類は、取り除かれたものを再利用して配置された。庭園の敷地の中央とその他の箇所には、園路を設け、園路の周囲には野芝が植えられた。

庭園の工事と併せて、天守跡と多門（塀）跡の改修も行われた。詳細については省略する。

庭作工事に関わる職名は、植木職、芝伏、写真師、大工、手伝、土方、仲仕人夫、

場取付、木材の九種が挙げられ、請負項目は五目であった。明治二十七年の工事における職名が三種で請負項目が七目であったことをみれば、庭作工事の発注は細かく行われていたことが分かる。工事に参加した業者の数も相当増えており、明治二十七年の工事が三者であったのに対して、同二十八年の改造工事は一八者であった。

仕様書には、指図（差し図）を前提として工事箇所等が記された（口絵759）。明治二十七年の工事では、庭造を井上清兵衛が一手に請け負っていたのに対して、庭作工事は、複数の職域の業者が分担して行った。

庭園の「本丸地均シ」、月見台盛土人夫「雇、土方人夫雇」を請け負ったのは、大西音五郎（上京区岡崎町）であった。これは、地割の形成作業が大西により一括して行われたことを意味する。さらに「雪見灯籠其他据付」、「樹木据付並草根堀取」までも大西が担当した。大西は、明治二十七年の工事の際は、「地形用礫購入」のみを請け負っていた。上京区岡崎町在住の同姓同名の人物が、明治二十三年の「皇宮御用水路及水吐改築修繕工事」に携わっていたことが知られる。

植木植付等を請け負ったのは、川崎九兵衛（京都府下紀伊郡深草村字直違橋二丁目）と鶴田藤兵衛（上京区岡崎町）、西川平五郎（大阪府八上郡金岡村大字長曾根内黒土）であった。そのうち鶴田藤兵衛は、「主殿寮出張所取ヨリ本丸ノ松樹移植」、樹木・琉球躑躅其他の購入も請け負っていた。

植木職雇は、安達金次郎（上京区出水通浄福寺通東神明町）、井上清兵衛、大西音五郎、川崎恒太郎（上京区室町通出水上ル近衛町）、鶴田藤兵衛、西村安次郎（上京区上長者町通裏門東入須浜町）、野村常次郎（上京区室町通出水上ル近衛町）らが請け負った。

庭作工事において購入し植え付けられた高木は、赤松（高さ八尺から四間半）三本、松（高九尺から五間半）八本、男松（高二間半）一本、桜（高さ四間から六間）一〇本、楓（高さ三間から五間）一〇本、芝那木（高さ三尺以上）一〇本であった。また櫻樹（高四尺以上五尺まで）と呼ばれる棗の一種の植え付けは、購入を経っていない。

マツについては、「赤松」、「松」、「男松」の三種が書き分けられている。「男

「松」は一般的にクロマツを示すことから、「松」の表記は交配種（アイグロマツ・アイアカマツ・アイノコマツ）の可能性がある。

低木は、琉球躑躅一七〇株、山吹五〇本、熊笹三〇株、萩・桔梗・ススキ・モクセイ各一五株、卯ノ花・鈴掛（コデマリ）各一〇株を購入し植え付けられた。植木植え付け等の注文書には、工事に関する仕様が記されていた。請負者が購入する高木は、いずれも風姿が良いもので二年から六年前に根回しを行ったものに限り、現品検査の上で購入することが条件とされた。本丸への運搬は素縄をもって入念に根を取り扱い、係員が指図する場所に対して、根鉢の大きさに応じて周囲一尺五寸以上の余掘りをし、瓦礫と草根を取り除いて植え付け、水を注入するよう定められた。取り除いた瓦礫の処分も併せて行われた。

高木の植え付け工事の期限は、天候を問わず、係員の申し付けから一〇日間であった。竣工後の一年の間にそれら樹木が枯損した場合は、一週間以内に植え付け補償をしなければならぬとされた。

竣工時期には、下京区八坂神社境内の成井頼佐により写真撮影が行われた^⑧。

【注】

- (1) 令和四年九月一五日付、宮内庁発甲第五五九号により、宮内省長官による利用制限の解除を受けた。
- (2) 「明治二十七年改築費明細」と「明治二十八年工事録」については、内田仁『二條庭園の歴史』（東京農大出版会、二〇〇六年）において言及されているが、「元離宮二条城事務所蔵」と記載されている。
- (3) 主殿寮出張所長を務めた宇田淵（栗園）については、黒田天外（謙）著『名家歴訪録 中編』（明治三二年、三四年）に詳しい。
- (4) 内田仁「近代における二條城本丸庭園の地割・植栽の経年変化について」（『造園雑誌』五七（五）、一九九四年）では、「京都市伏見区の城南宮庭園を参考に、植木商井上清兵衛によって作庭されたことが判る」とする。一方、城南宮庭園・楽水苑は、昭和二九年に中根金作によって築造されたものである。
- (5) 内田論文の「文献・補注（3）」では、「売泉水庭園」の「売」の字が明治時代独特の崩し漢字「空」の字であることがわかった」とする。

(6) 宮内省臨時帝室編集局編『明治天皇紀八 自明治二十五年〜至明治二十八年』吉川弘文館、二〇〇一年

(7) 京都府立京都学・歴史館蔵「主殿寮出張所囑託皇宮御用水路改修工事一件書」明三三〇〇二三

(8) 成井が撮影した写真については、内田論文において言及されており、それに該当すると見られる写真が掲載されている。なお、その写真は、工事録には含まれて居ない。

【付記】本稿で使用した資料の閲覧および利用に関し、ご高配を賜りました宮内庁書陵部宮内公文書館及び京都府立京都学・歴史館に謝意を申し上げます。

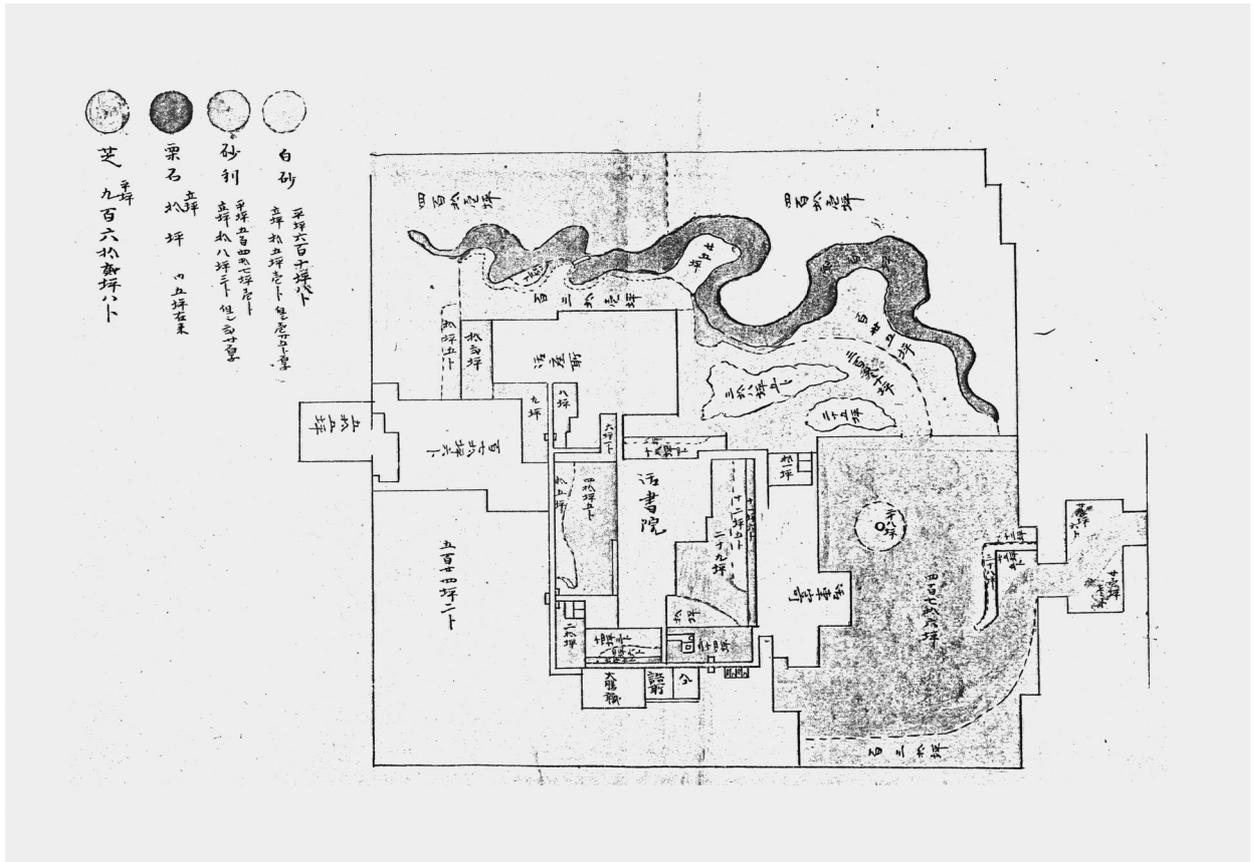


图1 明治27年南広庭庭作図